

< 資料編 >

參考資料 1

中華人民共和國環境保護法（1986年12月26日施行）
（Environmental Protection Law of the People's Republic of China）

中華人民共和國環境保護法

1989年12月26日第7期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で可決、
同日中華人民共和國主席令第22号公布、施行

第1章 総則

第1条 生活環境と生態環境を保護および改善し、汚染とその他の公害を防止し、人体の健康を保障し、社会主義近代化建設の発展を促すために、本法を制定した。

第2条 本法にいう環境とは、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然および人為的に手を加えた自然要素の総体を指し、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、草原、野生生物、自然の遺跡、人文遺跡、自然保護区、景勝地、都市、農村等を含む。

第3条 本法は、中華人民共和國の領域および中華人民共和國が管轄するその他海域において適用される。

第4条 国が定める環境保護計画は国民経済・社会発展計画に組み込まねばならず、国は環境保護に有利な経済および技術政策と措置を取り、環境保護活動を経済建設および社会発展と協調させるものとする。

第5条 国は、環境保護科学教育事業の発展を奨励し、環境保護科学技術の研究と開発を強化し、環境保護科学技術の水準を上げ、環境保護に関する科学知識を普及させるものとする。

第6条 すべての団体および個人は環境を保護する義務を負い、かつ環境を汚染し破壊する団体と個人に対して、摘発および告発する権利を有する。

第7条 國務院の環境保護行政主管部門は、全国の環境保護活動に対し統一的に監督・管理を行う。県級以上の地方政府の環境保護行政主管部門は、所轄地区の環境保護活動に対し統一的に監督・管理を行う。国家海洋行政主管部門、港務監督、漁業漁港監督、軍隊の環境保護部門および各級の公安、交通、鉄道、民航の管理部門は、関連法に基づき環境汚染防止策に対する監督・管理を行う。県級以上の人民政府の土地、鉱産物、林業、農業、水利の行政主管部門は、関連法に基づき資源保護の管理監督を行う。

第8条 環境の保護および改善に著しい成果をあげた団体と個人は、政府が表彰する。

第2章 環境の監督・管理

第9条 國務院の環境保護行政主管部門は、国家環境質基準を制定する。省、自治区、直轄市の各政府は、国家環境質基準に定められていない項目について、地方環境質基準を定めることができ、この場合は國務院の環境保護行政主管部門に報告し、記録にとどめることとする。

第10条 國務院の環境保護行政主管部門は、国家環境質基準と国家経済、技術条件に基づき国家汚染物質排出基準を制定する。省、自治区、直轄市の各政府は、国家汚染物質排出基準に定められていない項目について、地方汚染物質排出基準を定めることができる。国家汚染物質排出基準に定められている項目については、国家汚染物質排出基準より厳しい地方汚染物質排出基準を定めることができる。地方汚染物質排出基準は、國務院の環境保護行政主管部門に報告され、記録されなければならない。すでに地方汚染物質排出基準のある地域においては、当該地方の汚染物質排出基準に従わなければならない。

第11条 國務院の環境保護行政主管部門は、監視測定システムを確立し、監視測定規範を定め、他の関連部署とともに監視測定ネットワークを組織し、環境監視測定に対する管理を強化するものとする。國務院および省、自治区、直轄市の各政府環境保護行政主管部門は、定期的に環境状況公報を発行しなければならない。

第12条 県級以上の政府環境保護行政主管部門は、他の関連部署とともに所轄内の環境調査と評価を実施し、環境保護計画を策定し、計画部門が全体のバランスをとった後に、同級政府の承認を受け実施するものとする。

第13条 環境を汚染するプロジェクトの実施は、環境保護管理の関連規定を守らなければならない。プロジェクトによる環境影響報告書には、プロジェクトがもたらす汚染と環境への影響について評価を行い、防止策を定め、プロジェクト主管部門の予審を経た上で、規定の手順に従い環境保護行政主管部門の認可を受けなければならない。環境影響報告書が認可された後、計画部門はプロジェクト設計任務書を認可することができる。

第14条 県級以上の政府環境保護行政主管部門、またはその他の法規定に基づいて環境監督・管理権を行使

する部門は、管轄内の汚染物質を排出している団体に対し現地検査を行う権限を持つ。検査を受ける団体は実状を報告し、必要な資料を提供しなければならない。検査機関は、被検査団体の技術秘密および業務秘密を守らなければならない。

第 15 条 複数の行政区域に係る環境汚染および環境破壊の防止活動は、関係地方政府が協議のうえ解決する、または上級の政府が調整し決定することとする。

第 3 章 環境の保護と改善

第 16 条 地方の各級政府は、管轄区域の環境の質に責任を負い、措置を講じて環境の質を改善しなければならない。

第 17 条 各級の政府は、代表的な各種の自然生態系区域、希少で絶滅の恐れがある野生動植物の自然分布区域、重要な水源涵養区域、科学文化価値の高い地質構造、有名な鍾乳洞と化石の分布区、氷河、火山、温泉などの自然の遺跡および人文遺跡、古木名木について、保護策を講じ、その破壊を厳禁しなければならない。

第 18 条 国務院、国務院の関係主管部門および省、自治区、直轄市の政府が指定した景勝地と自然保護区、その他特別に保護を必要とする区域では、環境を汚染する工業生産施設を建設してはならない。その他の施設を建設する場合、汚染物質の排出量は規定の排出基準を超えてはならない。すでに建設された施設については、汚染物質の排出量が規定の排出基準を超えている場合、期限を定めて改善させるものとする。

第 19 条 天然資源の開発と利用に当たっては、生態環境の保護策を講じなければならない。

第 20 条 各級の政府は、農業環境の保護を強化し、土壤汚染と土地の砂漠化、塩分の増加、疲弊、沼沢化、地盤沈下、植生破壊、土砂の流失、水源の枯渇、種の絶滅、その他生態系の失調などの発生と進展の防止と、植物の病虫害に対する総合予防策を普及させ、化学肥料・農薬・植物生長ホルモンを合理的に使用するようにしなければならない。

第 21 条 国務院および沿海部の地方政府は、海洋環境の保護を強化しなければならない。海洋への汚染物質の排出と廃棄物の投棄、海岸地帯の工事および海洋石油の探査開発を行う際は、法律に基づき、海洋環境の汚染を防がなければならない。

第 22 条 都市計画を策定するときは、環境の保護と改善の目標および任務を確定しなければならない。

第 23 条 都市と農村の建設は現地の自然環境の特徴と結び付けながら、植生と水域および自然景観を保護し、都市の園林、緑地および景勝地の建設を強化しなければならない。

第 4 章 環境汚染とその他公害の防止

第 24 条 環境汚染およびその他の公害を発生させている団体は、環境保護活動を計画に取り入れ、環境保護責任制度をもうけなければならない。有効な措置を講じ、生産事業またはその他の事業活動中に生じる排ガス、排水、廃棄物、粉塵、悪臭ガス、放射性物質、騒音、振動、電磁波輻射などによる環境汚染と環境に対する悪影響を防止しなければならない。

第 25 条 新設の工業企業および既存の工業企業の技術改造は、資源の利用率が高く、汚染物質の排出量が少ない設備と生産技術、経費が合理的な廃棄物の综合利用技術と汚染処理技術を採用しなければならない。

第 26 条 汚染防止施設は、主体工事と同時に設計、施工し、操業とともに設備の使用を開始しなければならない。汚染防止施設が、環境影響報告書を審査・許可した環境保護行政主管部門による検査に合格した後、当該プロジェクトの生産、使用ができるものとする。汚染防止施設は、無断で解体したり、放置したりしてはならず、解体または放置が必要な場合は、当地の環境保護行政主管部門の同意を得なければならない。

第 27 条 汚染物質を排出している企業は、国務院の環境保護行政主管部門の規定に基づいて届けを出し、登録しなければならない。

第 28 条 汚染物質の排出量が国または地方が定める汚染物質排出基準を超えている企業は、国の規定に基づき基準超過汚染物質排出費を納付し、かつ汚染物質を処理する責任を負う。水污染防治法に規定がある場合は、同法によって執行するものとする。徴収した基準超過汚染物質排出費は、汚染防止に使用しなければならない、ほかへの流用は認めない。具体的な用途は国務院が定めるものとする。

第 29 条 環境に深刻な汚染をもたらした企業に対しては、期限を定めて汚染を処理させる。中央または省、自治区、直轄市の各政府の直轄企業の汚染処理期限は、省、自治区、直轄市の政府が決定する。市、県または市、県以下の政府管轄企業の汚染処理期限は、市、県の政府が決定する。期限付きで処理を要求された企業は、期限内に処理を終えねばならない。

第 30 条 我が国の環境保護規定に合致しない技術と設備の導入を禁じる。

第 31 条 事故またはその他突発的な事態の発生により汚染をもたらした、または汚染事故を引き起こす恐れのある団体は、ただちに対策を講じて汚染を処理し、速やかに汚染による危害が及び可能性のある団体および住民に通報するとともに、当地の環境保護行政主管部門と関係部門に報告し、調査および処分を受けなければならない。重大な汚染事故を起こす恐れのある企業は、しかるべき措置を講じて防止を強化しなければならない。

第 32 条 県級以上の地方政府の環境保護行政主管部門は、環境汚染が極めて深刻で住民の生命と財産の安全が脅かされている場合、ただちに当地の政府に報告し、政府は有効な措置を講じ、汚染による危害を取り除く、または軽減しなければならない。

第 33 条 有毒化学製品と放射性物質を含む製品の生産、貯蔵、輸送、販売、使用は、国の関係規定を遵守し、環境汚染を防止しなければならない。

第 34 条 いかなる組織も、重大な汚染を発生させる生産設備を、汚染防止能力のない組織に移譲し、使用させてはならない。

第 5 章 法律責任

第 35 条 本法の規定に違反し、次の行為のいずれかに該当する場合、環境保護行政主管部門、またはその他の法規定に基づき環境監督・管理権を行使する部門は、それぞれの状況に応じて警告を与えるか、罰金を科すことができる。

(1) 環境保護行政主管部門、またはその他の法規定に基づき環境監督・管理権を行使する部門の立ち入り検査を拒む、または検査の際に虚偽を弄する。

(2) 國務院の環境保護行政主管部門が定める汚染物質排出に関する申告事項の申告を拒む、または虚偽の申告をする。

(3) 国の規定通りに基準超過汚染物質排出費を納付しない。

(4) わが国の環境保護規定に合致しない技術と設備を導入する。

(5) 重大な汚染を発生させる生産設備を、汚染防止能力のない組織に移譲し使用させる。

第 36 条 建設プロジェクトの汚染防止施設が完成していない、または国の要求基準を満たさない状態で生産を開始したり、使用したりした場合、当該プロジェクトの環境影響報告書を認可した環境保護行政主管部門は生産または使用の中止を命じるほか、罰金を科すこともできる。

第 37 条 環境保護行政主管部門の認可を得ないまま、汚染防止施設を解体、または放置し、その結果、汚染物質の排出量が基準を超える場合は、環境保護行政主管部門は再設置を命じるとともに、罰金を科すものとする。

第 38 条 本法の規定に違反して環境汚染の事故を引き起こした企業に対しては、環境保護行政主管部門、またはその他の法規定に基づいて環境監督・管理権を行使する部門が、危害の程度に応じて罰金を科す。汚染の程度が比較的深刻な場合は、関係責任者に対して、所属団体が政府主管機関が行政処分を下すものとする。

第 39 条 汚染処理期限が過ぎても処理を終えていない企業に対しては、国の規定に基づき基準超過汚染物質排出費を徴収する以外に、汚染の程度に応じて罰金を科す、または業務停止や閉鎖を命ずることができる。前項に定める罰金は、環境保護行政主管部門が決定する。業務停止、閉鎖の命令は、期限付き汚染処理を決定した政府が決めるものとする。中央政府の直轄企業への業務停止令、閉鎖令は、國務院の認可を得なければならない。

第 40 条 行政処罰の内容に不服がある場合、当事者は処罰通知を受けた日から 15 日以内に処罰を決定した機関の一級上の機関に再議を申し立てることができる。再議決定に不服の場合は、再議決定を受けた日から 15 日以内に人民法院に訴訟を起こすことができる。当事者は処罰通知を受けた日から 15 日以内に、直接人民法院に訴訟を起こすこともできる。当事者が期間を過ぎた後に再議を申し立てず、人民法院に訴訟も提起しないにもかかわらず、処罰内容を履行しない場合には、処罰を決定した機関が人民法院に強制執行を申し立てるものとする。

第 41 条 環境汚染による危害をもたらしたものは、危害を排除し、かつ直接損害を受けた組織または個人に対し損害を賠償する責任を負う。賠償責任と賠償金額に関する紛争は、当事者の請求に基づき、環境保護行政主

管部門またはその他の法規に基づいて環境監督・管理権を行使する部門が処理することができる。当事者は処理決定に不服の場合、人民法院に訴訟を起こすことができる。当事者は直接人民法院に訴訟を起こすこともできる。完全に不可抗力の自然災害で、かつ遅滞なく適正な措置を講じても、なお環境汚染による損害を回避することができなかった場合は、責任を免除する。

第 42 条 環境汚染による損害賠償の訴訟提起の時効は 3 年とし、当事者が汚染による損害を受けたことを知った、または知りえた時から計算するものとする。

第 43 条 本法の規定に違反し、深刻な環境汚染事故を引き起こし、公共と個人の財産に多大な損害を与えたり、死傷者を出したりした場合は、法に基づき直接の責任者に対し刑事責任を追及する。

第 44 条 本法の規定に違反し、土地、森林、草原、水、鉱産物、漁業、野生動植物などの資源を破壊した場合は、関連法の規定に従い法律責任を負うものとする。

第 45 条 環境保護監督・管理者が職権を乱用したり、職務を守らなかったり、私情にとらわれて悪事をはたらいたりした場合は、所属組織または上級主管機関により行政処分が下される。犯罪の場合は、法に基づいて刑事責任を追及するものとする。

第 6 章 附則

第 46 条 中華人民共和国が締結、または参加している環境保護関連の国際条約に中華人民共和国の法律と異なる規定がある場合は国際条約の規定を適用するが、中華人民共和国が保留を表明している条項は除く。

第 47 条 本法は公布の日から施行する。『中華人民共和国環境保護法（試行）』は同時に廃止する。

日中友好環境保全センター ウェブサイト 「中国の環境関連法令・通達など」より転載（一部加筆、修正）

參考資料 2

中華人民共和國大氣污染防治法

(Law of the People's Republic of China on the Prevention and Control of Atmospheric Pollution)

中華人民共和國大氣污染防治法

2000年4月29日第9期人民代表大會常務委員會第15回會議可決

中華人民共和國主席令第32号

《中華人民共和國大氣污染防治法》は中華人民共和國第9期全國人民代表大會常務委員會第15回會議が2000年4月29日改正可決した。ここで、改正後の《中華人民共和國大氣污染防治法》を公布し、2000年9月1日から施行する。

中華人民共和國主席 江澤民
2000年4月29日

第1章 総則

第1条 大氣汚染を防止することにより、生活環境および生態環境の保全および改善を図り、人の健康を保護するとともに、経済と社会の持続可能な発展を促進させるため、この法律を制定する。

第2条 國務院および各級地方政府は、大氣環境保全施策を国民経済・社会发展計画に組み込み、適正な工業立地計画を策定し、大氣汚染防止に対する研究を強化し、大氣汚染防止の措置を取り、大氣環境の保全および改善を図らなければならない。

第3条 国は大氣汚染防止の措置を取り、各地の主な大氣汚染物の排出総量を計画的に制御、あるいは逐次削減する。

各級地方政府は、その管轄地区の大氣環境の質に責任を負い、規格を制定し、措置を講じ、管轄地区の大氣環境の質が規定する基準を満たすようにしなければならない。

第4条 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、大氣汚染の防止に対し、統一的に監督・管理を行う。

各級公安、交通、鉄道、漁業管理部門は各自の職責に基づき、自動車・船舶の大氣汚染に対し、監督・管理を行う。

県級以上の人民政府のその他の関係主管部門は各自の職責範囲内で、大氣汚染に対し、監督・管理を行う。

第5条 すべての部門および個人は、大氣環境を保全する義務を有し、合わせて大氣環境を汚染する部門および個人を告発または告訴する権利を有する。

第6条 國務院の環境保護行政主管部門は、国家大氣環境基準を定める。省、自治区、直轄市の地方人民政府は、国家大氣環境基準の中で未規定の項目について、地方大氣環境基準を定めることができる。この場合、地方大氣環境基準を定めた省などの地方政府は、國務院の環境保護行政主管部門に報告するものとする。

第7条 國務院の環境保護行政主管部門は国家大氣環境基準、国の経済状況および技術条件を踏まえ、国家大氣汚染物質排出基準を定める。

省、自治区、直轄市の地方人民政府は、国家大氣汚染物質排出基準の中で定められていない項目について、地方大氣汚染物質排出基準を定めることができる。また、国家大氣汚染物質排出基準で定められている項目について、国家大氣汚染物質排出基準よりも厳しい地方大氣汚染物質排出基準を定めることができる。地方大氣汚染物質排出基準を定めた省などの地方政府は、國務院の環境保護行政主管部門に報告しなければならない。

省、自治区、直轄市の地方人民政府が定めた自動車・船舶の地方大氣汚染物質排出基準が国家大氣汚染物質排出基準より厳しい場合は、國務院に報告し、批准を得なければならない。

すでに地方排出基準のある区域に大氣汚染物質を排出するものは、全て、地方排出基準を執行しなければならない。

第8条 国は大氣汚染を防止し、総合的かつ積極的な経済・技術政策の策定および実施により、国の利益を図るものとする。

大氣汚染の防止または大氣環境の保全および改善に顕著な功績のあった部門または個人は、各級地方政府から報償が与えられる。

第9条 国は大気汚染防止に対する科学技術研究を奨励、これを支持する。また、先進的かつ効果のある大気汚染防止技術を促進し、太陽エネルギー、風力、水力などクリーンエネルギー源の開発利用を奨励、支持する。

第10条 各級地方人民政府は植樹、造林および都市の緑化事業を強化し、適地適作に有効な措置を講じ、砂漠化防止事業を進め、大気質の改善に努めなければならない。

第2章 大気汚染防止の監督・管理

第11条 大気に汚染物を排出する事業を新設、拡張または変更する時は、建設事業に係る国の環境保護管理規定を遵守しなければならない。

建設事業の環境影響報告書は、事業実施により生じる恐れのある大気汚染および生態環境への影響について評価し、防止措置を定め、かつ所定の手続きにしたがって環境保護行政主管部門の審査、承認を受けなければならない。

建設事業に関しては、生産の開始または使用前にその大気汚染防止施設について、環境保護行政主管部門の検査を受けなければならない。建設事業に係る国の環境保護管理規定の要件に適合しない建設事業は、生産または使用を開始してはならない。

第12条 大気汚染物を排出する工場、事業場は、国務院の環境保護行政主管部門の規定に従い、所在地の環境保護行政主管部門に、所有する大気汚染物質排出施設、大気汚染物質処理施設、並びに通常の作業状態における大気汚染物質の種類、量および濃度を申告し、あわせて大気汚染防止に関する技術資料を提出しなければならない。

前項で規定する工場、事業場が大気に排出する汚染物質の種類、量、および濃度を大きく変更する場合、その内容を速やかに申告しなければならない。また、大気汚染物質の処理施設は正常な使用状態を保持しなければならない。これを廃止または休止する場合は、事前に所在地の県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門の承認を得なければならない。

第13条 大気汚染物質を排出する場合、その濃度は国と地方が規定する排出基準を超えてはならない。

第14条 国は排出する大気汚染物質の種類、量に基づき汚染物質排出費を徴収する制度を実施し、大気汚染防止を強化する要求と国の経済・技術条件に基づき、汚染物質排出費の徴収基準を適正に制定する。汚染物質排出費の徴収は国の規定する基準を遵守しなければならない。具体的な方法と実施手順については国務院が定める。徴収した汚染物質排出費は一律に財政に上納され、国務院の規定に基づき大気汚染防止に使用されることとし、流用されてはならない。あわせて会計監査機関が法に基づき会計監査と監督を実施する。

第15条 国務院と省、自治区、直轄市の地方人民政府は、規定の大気環境質基準を達成していない区域と国務院が承認指定した酸性雨の規制区域、二酸化硫黄汚染の規制区域を、主要大気汚染物質排出の総量規制区域と指定することができる。主要大気汚染物質排出の総量規制の具体的な方法は国務院が定める。

大気汚染物質排出の総量規制区域内の関連地方人民政府は、国務院が規定する条件と手順に従い、公開、公平、公正の原則に基づき、工場、事業場の主要大気汚染物質の排出総量を査定し、主要大気汚染物質の排出許可証を交付する。

大気汚染物質の総量規制義務を負う工場、事業場は、査定した主要大気汚染物質の排出総量および許可証で規定する排出条件に従って汚染物質を排出する。

第16条 国務院並びに省、自治区、直轄市の地方人民政府が指定する景勝地、自然保護区、文物保護部門の付近地区およびその他特別に保護を必要とする区域内において、環境を汚染する工業生産設備の建設を行ってはならない。また、その他の設備を建設する場合に当たっては、所定の大気汚染物質の排出基準を超えて汚染物質を排出するものであってはならない。この法律の施行前に、既に設備を建設した工場、事業場であって、大気汚染物質基準を超えて汚染物質を排出しているものは、本法第48条の規定により期限を付けて汚染対策を講じる。

第17条 国務院は都市のマスタープラン、環境保全企画の目標および都市大気環境質の状況に基づき、大気汚染の重点都市を指定する。

直轄市、省の中心都市、沿海開放都市および重点観光都市は、大気汚染防止重点都市に入れるべきである。

大気環境質基準を達成していない大気汚染防止の重点都市は、国務院、あるいは国務院の環境保護行政主管

部門が定める期限内に、大気環境質基準を達成しなければならない。当該都市の地方人民政府は、期限付き目標達成計画を制定しなければならない。並びに国務院の権限受理あるいは規定に基づき、一層厳格な措置を講じ、期限どおりに目標達成計画を実現しなければならない。

第 18 条 国務院の環境保護行政主管部門は、国務院の関連部門とともに、気象、地形、土壌などの自然条件に基づき、酸性雨が既に発生したか、発生する可能性のある地区、あるいは二酸化硫黄汚染の嚴重な地区に対し、国務院の承認を取った後、酸性雨規制区域あるいは二酸化硫黄規制区域に指定することが許される。

第 19 条 企業はエネルギーの高効率利用および大気汚染低排出のクリーン生産技術を優先して採用し、大気汚染物質の排出を削減しなければならない。

国は、大気環境に重大な影響を与える旧式生産技術および旧式生産設備の廃止制度を実施する。

国務院の経済総合主管部門および国務院の関連部門は、大気環境に重大な影響を与える生産技術および生産設備を指定し、一定の猶予期間の後、当該技術の導入を禁止し、また当該生産設備の販売、輸入および使用を禁止する。

前項の規定する生産設備の製造者、販売業者、輸入業者、または設備を使用しているものは、国務院の経済総合主管部門および国務院の関連部門が定める期限内に、当該設備の製造、販売、輸入または使用を停止しなければならない。生産技術を導入している者は、国務院の経済総合主管部門および国務院関連部門が定める期限内に、前項に定める生産技術の導入を停止しなければならない。

前 2 項の規定に基づき廃止する設備は、他の者に譲り渡したり、使用させてはならない。

第 20 条 事故、その他突発事件に伴い、有害、有毒ガスまたは放射性物質を排出または漏洩し、その排出または漏洩により、大気汚染事故もしくは人の健康に係る被害が生じた場合、またはその恐れがある場合、当該事故、突発事件に係る工場、事業場は、直ちに大気汚染による被害拡大の防止措置を取らなければならない。かつ大気汚染による被害が生じる恐れがある工場、事業場および住民に通報すると共に、所在地の環境保護行政主管部門に報告し、所要の調査、処分を受けなければならない。

重大な大気汚染により、人の健康および安全に被害を及ぼす恐れのある緊急事態が発生した場合、所在地の地方人民政府は、即時所在地住民に公告し、大気汚染を排出する関係工場、事業場に対し、大気汚染物質の排出の停止命令を含む強制的な応急措置を取らなければならない。

第 21 条 環境保護行政主管部門およびその他監督・管理部門は、管轄範囲内の大気汚染物質を排出する工場、事業場に対する立ち入り検査を行う権限を有する。被検査工場、事業場は、状況を虚偽なく報告し、必要な資料を提供しなければならない。検査部門は、被検査事業場の技術上の秘密および業務上の秘密を守る責務を有する。

第 22 条 国務院の環境保護行政主管部門は、大気汚染の監視測定制度を確立し、監視網を組織し、統一した監視測定方法を制定しなければならない。

第 23 条 大、中都市の地方人民政府環境保護行政主管部門は、大気環境質の状況を定期的に公報し、大気環境質の予報事業を展開する。大気環境質の状況公報は、都市の大気環境汚染の特徴、主要汚染物質の種類および汚染危害の度合いなどの内容が含まれなければならない。

第 3 章 石炭燃焼による大気汚染の防止

第 24 条 国は、選炭加工を普及させ、石炭中の硫黄分と灰分を低減し、高硫黄分石炭と高灰分石炭の採掘を制限する。高硫黄分石炭および高灰分石炭を採掘する炭坑において、採鉱所を新設する場合は、選炭施設を設置し、石炭中の硫黄分および灰分を規定の基準に適合するようにしなければならない。

既設の採鉱所で、採掘する石炭が高硫黄分および高灰分炭坑に属す場合は、国務院が承認した企画に基づき、期限付きで関連の選炭施設を設置しなければならない。

規定の基準を超えた放射性物質および砒素など有毒、有害物質を含む石炭の採掘を禁止する。

第 25 条 国務院関連部門および各級地方人民政府は、都市のエネルギー構造を改善し、クリーンエネルギーの生産、使用を普及させなければならない。

大気汚染防止の重点都市の地方人民政府は、管轄内に国務院の環境保護行政主管部門が定める高汚染燃料の

販売、使用を禁止する区域を指定できる。当該区域内の部門および個人は、所在地人民政府の定める期限内に、高汚染燃料の燃焼を停止し、天然ガス、液化石炭ガス、電気およびその他クリーンエネルギーを使用する。

第26条 国は石炭のクリーン利用を有利にする経済・技術政策および措置を講じ、低硫黄分、低灰分の優質石炭の使用を奨励、支持し、クリーンコールテクノロジーの開発と普及を奨励、支持する。

第27条 国務院の関連主管部門は、国が定めるボイラー大気汚染物質排出基準に基づき、ボイラー製品の品質基準に相応の要求を定めなければならない。要求を満たす事のできないボイラーは、製造、販売あるいは輸入してはならない。

第28条 都市建設において、石炭燃焼給熱地区を統一計画し、熱源を統一して解決し、集中給熱を発展させる。集中給熱管網でカバーされている地区で、石炭燃焼給熱ボイラーを新規建設してはならない。

第29条 大都市および中都市の地方人民政府は、飲食サービス業に対し、天然ガス、液化石油ガス、電気あるいはその他クリーンエネルギーを、期限を定めて使用するよう計画を制定しなければならない。

高汚染使用禁止区域に指定されていない大都市および中都市は、当該都市区部内のその他の民生用ボイラーについて、期限を定めて、固硫型石炭の使用に改め、あるいはその他クリーンエネルギーを使用する。

第30条 二酸化硫黄を排出する火力発電所およびその他大規模または中規模の工場、事業場を新設、拡張し、規定する汚染物質排出基準、あるいは総量規制指標を超過する場合、関連の脱硫、除塵装置あるいはその他二酸化硫黄排出抑制措置および除塵措置を取らなければならない。（旧法での対象は酸性雨および二酸化硫黄抑制区のみ）

酸性雨抑制区内および二酸化硫黄汚染抑制区内に所在する工場、事業場であって、定められた汚染物質排出基準を超過して大気汚染物質を排出する場合は、本法律の第48条に定める期限内に汚染対策を講じる。

国は、企業が先進的な脱硫および除塵に係る技術の導入を奨励するものとする。

工場、事業場は燃焼過程で生じる窒素酸化物に対し、抑制措置を取らなければならない。

第31条 人口密集地区での石炭、硬炭、石炭かす、石炭灰、砂石、埃など資材の積み上げは、燃焼防止、防塵措置を取り、大気の汚染を防止する。

第4章 自動車・機動船の排出汚染の防止

第32条 自動車機動船が大気に排出する汚染物質は、定められた排出基準を超えてはならない。すべての部門と個人は、規定の汚染物質排出基準を超えた自動車、機動船を製造、販売、導入してはならない。

第33条 既存の自動車で、製造当初汚染物質排出基準に合致しない自動車は運転使用してはならない。

省、自治区、直轄市の地方人民政府は、既存の自動車に新しい汚染排出基準を実行し、併せて、これに対し改造を行う場合は、国務院に報告し承認を受けなければならない。

自動車修理部門は、大気汚染防止の要求と国の関連技術規範に基づき、既存自動車が規定の汚染物質排出基準を達成するよう修理する。

第34条 国はクリーンエネルギーを使用する自動車・機動船の生産、消費を奨励する。

国は、優質燃料油の生産、使用を奨励し、燃料油中の有害物質の大気環境に対する汚染を低減する措置を取らなければならない。部門と個人は、国務院が定めた期限までに、含鉛ガソリンの生産、輸入、販売を停止する。

第35条 省、自治区、直轄市の地方人民政府環境保護行政主管部門は、公安機関の資格認定を受けた自動車年度検査を担当する部門に委託し、規範に基づき自動車の排気汚染に対し、年度検査測定を行ってもよい。

交通、漁業政策など監督・管理権のある部門は、関係部門の資格認定を受けた機動船年度検査を担当する部門に委託し、規範に基づき機動船の排気汚染に対し、年度検査測定を行ってもよい。県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、停車場で使用中の自動車に対し汚染物質排出状況について監督し、抽出検査を実施する事が許される。

第5章 排ガスおよび粉塵による大気汚染の防止並びに悪臭の防止

第36条 大気中に粉塵を排出する汚染排出工場、事業場は、除塵措置を取らなければならない。大気中に有毒物質を含む排ガスおよび粉塵の排出を厳格に規制する。止むをえず排出する場合は浄化処理をした後、大気汚染物質排出基準を超えないようにしなければならない。

第37条 工業生産化の過程で生じる可燃性ガスは、回収、利用しなければならない。回収、利用の条件が整っておらず、大気中に排出する場合は、汚染防止処理を行わなければならない。大気中に転炉ガス、アセチレンガス、電気炉による黄燐製造に伴う排ガスおよび有機炭化水素類の排ガスを排出する場合は、所在地の環境保護行政主管部門に報告し、承認を得なければならない。

可燃性ガスの回収、利用装置が正常に作動しない場合、適時に修復あるいは更新しなければならない。回収・利用装置が正常に作動しない期間、可燃性ガスを止むをえず排出する場合、排出する可燃性ガスを十分燃焼するなど、大気汚染を低減する為の措置を取らなければならない。

第38条 石油精製、合成アンモニア、石炭ガス化、石炭コークス化および非鉄金属精練の工場、事業場において、硫化物を含むガスを排出する場合、脱硫装置を設置するか、あるいはその他脱硫の措置を取らなければならない。

第39条 大気中に放射性物質を含むガスまたはエアロゾルを排出する場合は、国家放射線保護規定に適合していなければならない、規定の排出基準を超えてはならない。

第40条 大気中に悪臭ガスを排出する工場、事業場は、周辺の住民への汚染を防止する為の措置をとらなければならない。

第41条 人口密集地域および法に基づき特殊保護を受ける地域において、アスファルト、フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ゴミおよびその他有害な粉塵または悪臭ガスを発生する物質の燃焼を禁止する。人口密集地域、空港周辺、交通幹線付近および地元人民政府が指定する地域の露天で、麦わら、落ち葉など煙塵を生じる物質の燃焼を禁止する。

前の2項のほか、都市の人民政府は実状に基づき、煙塵汚染防止のその他の措置を講じる事ができる。

第42条 有毒、有害ガスまたは粉塵を飛散させる恐れのある運送積み下ろしおよび貯蔵は、密封措置などの防護措置をとらなければならない。

第43条 都市人民政府は、緑化の責任制、建設施工管理の強化、地面の舗装面積の拡大、固体廃棄物の制御、クリーン輸送などの措置を取って、緑地の一人当たり平均占有面積を向上し、市内区域の裸地面と地面のほこりを削減して、都市の黄塵汚染を防止する。

都市区内において建設施工あるいはその他生産に従事する中で、黄塵汚染を生じる部門は、所在地の環境保全の規定に基づき、黄塵汚染の防止措置を取らなければならない。

国務院の関連行政主管部門は、都市の黄塵汚染の抑制状況を都市環境総合整備審査の根拠の一つとする。

第44条 都市の飲食業経営者は、油煙を防止し、周辺住民の居住環境を汚染する事を防止するための措置を取らなければならない。

第45条 国は、オゾン層破壊物質の代替品の生産と使用を奨励、支持し、オゾン層を破壊する物質の生産量を逐次削減し、これをオゾン層破壊物質の生産と使用を禁止するまで続ける。オゾン層破壊物質を生産、輸入する工場、事業場は、国の定める期限内、国務院の行政主管部門が査定する配当額に基づき、生産、輸入しなければならない。

第6章 法的責任

第46条 この法律の規定に違反し、下記の行為の一つを行ったものに対して、環境保護行政主管部門または本法第4条第2項の規定する監督・管理部門は情状に応じて、違法行為の停止命令、期限付きの是正命令、警告または5万元以下の罰金に処する事ができる。

(1) 国務院の環境保護行政主管部門が定める大気汚染物質排出に関する申告を拒み、または虚偽の申告をすること。

(2) 環境保護行政主管部門またはその他の監督・管理部門が立ち入り検査を行うことを拒み、または立ち入り

検査を受けた際に、虚偽の報告をすること。

(3) 汚染物質排出の工場、事業場が、大気汚染物質処理施設を正常に使用せず、あるいは環境保護行政主管部門の承認を得ずに、大気汚染防止施設を廃止または休止すること。

(4) 燃焼防止、煙塵防止の措置を取らず、人口集中地区において、アスファルトおよび硬炭、石炭かす、石炭灰、砂石、固体廃棄物などの物質を堆積すること。

第 47 条 本法第 11 条の規程に違反して、大気汚染防止施設が完成していない建設事業、または建設事業に係る国の環境保全管理規定の要件に適合していない建設事業において、生産または使用を開始した場合、当該建設プロジェクトの環境影響報告書を審査、承認する環境保護行政主管部門は、生産または使用の停止を命令し、また、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処することができる。

第 48 条 本法に違反して、大気に排出した汚染物質が、国と地方の定めた排出基準を超えた場合、期限付きで汚染対策を講じ、更に、所在地県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。期限付き汚染対策決定の権限および期限付き汚染対策の要求違反に対する行政処分は国務院が定める。

第 49 条 生産、販売、輸入もしくは使用が禁止されている設備を生産、販売、輸入または使用し、あるいは導入が禁止されている生産技術を導入した場合、県級以上の地方人民政府経済総合行政主管部門がその是正を命令する。情状が重大な場合、県級以上の地方人民政府経済総合行政主管部門が同級の地方人民政府に意見を提出し、承認を得た後、国務院が規定する権限に基づき、業務の停止または閉鎖を命令する。

廃止される設備を他人に譲渡し使用させた場合、譲渡者所在地の人民政府環境保護行政主管部門あるいは法に基づき監督・管理権を有する部門が譲渡者の不法所得を没収し、並びに、不法所得の 2 倍以下の罰金に処する。

第 50 条 本法第 24 条第 3 項の規定に違反して、規定基準を超えた放射性や砒素など有毒、有害物質を含む石炭を採掘した場合、県級以上の地方人民政府は国務院が定める権限に基づき閉鎖を命令する。

第 51 条 本法第 25 条第 2 項あるいは第 29 条第 1 項の規定に違反し、所在地人民政府が定めた期限を過ぎた後も引き続き高汚染燃料を使用する工場、事業場に対し、所在地県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は取り壊しを命令、または高汚染燃料用設備を没収する。

第 52 条 本法第 28 条の規定に違反し、都市区内の集中給熱管網地区に石炭燃焼給熱ボイラーを新設する工場、事業場に対し、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は違法行為の停止または期限付き是正を命令し、5 万元以下の罰金に処することができる。

第 53 条 本法第 32 条の規定に違反し、汚染物質排出基準を超えた自動車、船舶を製造、販売または輸入した場合、法に基づき監督・管理権を行使する部門は違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、その上違法所得の倍以下の罰金に処することができる。規定する汚染物質排出基準を達成できない自動車、船舶は、没収して廃棄処分する。

第 54 条 本法第 34 条第 2 項の規程に違反し、国務院の定める期限までに含鉛ガソリンの生産、輸入あるいは販売を止めない場合は、所在地の県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門あるいはその他法に基づき監督・管理権を行使する部門が違法行為の停止を命令し、生産、輸入、販売の含鉛ガソリンとその違法所得を没収する。

第 55 条 本法第 35 条第 1 項あるいは第 2 項に規定に違反し、所在地の省、自治区、直轄市の地方人民政府環境保護行政主管部門または交通、漁業政策など法に基づき監督管利権を行使する部門の委託を受けずに、自動車、船舶の排気汚染の検査測定を行ったもの、または委託を受け資格のある部門が、検査測定の際に虚偽行為を行ったものに対して、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門または交通、漁業政策など法に基づき監督・管理権を行使する部門は、違法行為の停止かつ期限付き是正を命令し、また 5 万元以下の罰金に処することができる。また、情状が重大な場合、資格認定部門はその自動車、船舶年度検査の資格を取消す。

第 56 条 本法の規程に違反し、下記の行為の一つを行ったものに対して、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門またはその他法に基づき監督・管理権を行使する部門は、違法行為の停止かつ期限付き是正を命令し、また、5 万元以下の罰金に処することができる。

(1) 有効な汚染防止措置を取らず、粉塵、悪臭ガスまたはその他有毒物質を含むガスを大気に排出するもの。

(2) 所在地の環境保護行政主管部門の承認を取らず、転炉ガス、アセチレンガス、電気炉による黄燐製造に伴う排ガス、有機炭化水素類の排ガスを大気に排出するもの。

(3) 飛散する恐れのある有毒、有害ガスや粉塵物質を密封措置またはその他防止保護措置を取らず、輸送、積み下ろしおよび貯蔵するもの。

(4) 都市の飲食経営者が有効な汚染防止措置を取らず、排出する油煙が周辺住民の居住環境に汚染をもたらすもの。

第 57 条 本法第 41 条第 1 項の規定に違反し、人口集中地区とその他法に基づき特殊保護を必要とする区域内において、アスファルト、フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ゴミおよびその他有毒、有害煙塵と悪臭を生じる物質を燃焼した場合、所在地の地方人民政府環境保護行政主管部門は、その違法行為の停止を命令し、かつ 3 万元以下の罰金に処することができる。

本法第 41 条第 2 項の規定に違反し、人口集中地区、空港周辺、交通幹線付近および所在地地方人民政府の指定する区域の露天で、麦わら、落ち葉など煙塵汚染を生じる物質を燃焼した場合、所在地県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、その違法行為の停止を命令し、情状の重大なものは 200 元以下の罰金に処することができる。

第 58 条 本法第 43 条第 2 項の規程に違反し、都市区内で建設、施工またはその他粉塵汚染を生ずる活動に従事するに当たって、粉塵防止措置を取らなかったために大気を汚染した場合、期限付きで是正しなければならず、2 万元以下の罰金を科せられる。期限までに所在地の環境保全規定の要求を達成しない場合は、工事の停止、整頓が命令される。

前項規定の建設、施工により生じた粉塵汚染の処罰は、県級以上の地方人民政府建設行政主管部門が決定する。その他の原因により生じた粉塵汚染の処罰は、県級以上の地方人民政府指定関連主管部門が決定する。

第 59 条 本法第 45 条第 2 項の規定に違反し、国が定めた期限内に、国務院の関連部門が査定した配当額を超えて生産または輸入した場合、所在地の省、自治区、直轄市の地方人民政府関連部門は、2 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。情状が重大な場合、国務院の関連行政主管部門は、その生産と輸入の配当額を取消す。

第 60 条 本法規定に違反して、下記の行為のうち一つを行ったものに対して、県級の地方人民政府環境保護行政主管部門は、期限付きでその関連施設の建設を命令し、その上、2 万元以上 20 万元以下の罰金に処する。

(1) 国の関係規定により、関連施設を建設せずに高硫黄分、高灰分石炭を採掘する炭坑を新設したもの。

(2) 硫化物を含むガスを排出する製油精練、合成アンモニア生産、石炭ガスとコークス化石炭燃焼および非鉄金属冶金企業が、国の定める関係規定によらず、関連脱硫装置を建設せずまたはその他脱硫措置を取らないもの。

第 61 条 本法に違反して、大気汚染の事故を引き起こした工場、事業場に対し、所在地の県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、引き起こした危害に基づき、直接経済損失の 50% 以下の罰金に処する。ただし、その罰金額は 50 万元を超えてはならない。情状が比較的重大なものは、主管の直接責任者およびその他直接責任者に対し、所在部門または上級主管機関が法に従って行政処分または紀律処分を与える。重大な大気汚染事故を引き起こし、公有または私有財産に重大な損失を与え、または人を死傷させる重大な結果を招き、犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追求する。

第 62 条 大気汚染の被害を引き起こした工場、事業場は、被害を排除し、かつ直接の損害を受けた工場、事業場または個人に対し損害賠償の責任を有する。

賠償責任および賠償金額に関する紛争は、当事者の請求に基づき、環境保護行政主管部門が調停処理する。調停が失敗した場合、当事者は人民法院に提訴する事ができる。当事者が、人民法院に直接提訴する事もできる。

第 63 条 完全に不可抗力の自然災害により、速やかに措置を講じたにもかかわらず、大気汚染による損失発生を回避する事が出来なかった場合、責任は免除される。

第 64 条 環境保護行政主管部門またはその他関連部門が、本法第 14 条第 3 項の規定に違反し、徴収した汚染物質排出費を流用した場合、関係検査機関または監査機関は、流用金額の返済またはその他の措置を取って汚染物質排出費の回収を命令し、主管の直接責任者とその他直接責任者に対し、法に従って行政処分を与える。

第 65 条 環境保護の監督・管理者が職権を濫用し、職責を軽んじた場合、行政処分を行う。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第 7 章 附則

第 66 条 この法律は 2000 年 9 月 1 日から施行する。

參考資料 3

中華人民共和國水污染防治法 (1996 年改正)

(Law of the People's Republic of China on Prevention and Control of Water Pollution)

中華人民共和國水污染防治法

1984年5月11日第6期全國人民代表大會常務委員會第5回會議で可決

1996年5月15日第8期全國人民代表大會常務委員會第19回會議の

『「中華人民共和國水污染防治法」改正に関する決定』にて改正

第1章 総則

第1条 水質汚染を防止し、環境の保護と改善を行うことで、人体の健康を保障し、水資源の有効利用を保証し、社会主義近代化建設の発展を促すために、本法を制定した。

第2条 本法は中華人民共和國領域内の河川、湖沼、運河、水路、ダムなどの地表水、および地下水の汚染防止に適用するものである。

海洋汚染防止は別の法律によるものとし、本法は適用しない。

第3条 國務院の各関係部門と地方の各級人民政府は、水環境保護事業を計画に組み込み、水質汚染防止のための対策と措置を取らなければならない。

第4条 各級人民政府の環境保護行政主管部門は、水汚染防止対策を実施する統一的な監督・管理機関である。

各級交通部門の船舶行政部門は、船舶による汚染の監督・管理機関である。

各級人民政府の水利管理部門、衛生行政部門、地質鉱産部門、市政管理部門、主要河川の水源保護機構は、それぞれの職責を踏まえて環境保護部門と協力し、水質汚染防止策の監督・管理を行う。

第5条 あらゆる団体と個人はすべて水環境を保護する責任があり、同時に水環境を汚染し損害を与える行為に対して監督し告発する権利を有する。

水質汚染によって直接損害を被った団体と個人は、加害者に対して汚染による危害を排除し、損害賠償を要求する権利を有する。

第2章 水環境質基準と汚染物質排出基準の制定

第6条 國務院の環境保護行政主管部門が国家水環境質基準を制定するものとする。

省、自治区、直轄市の人民政府は国家水環境質基準に定められていない項目について、地方追加基準を定めることができ、この場合は、國務院の環境保護行政主管部門に報告し、記録にとどめなければならない。

第7条 國務院の環境保護行政主管部門は、国家水環境質基準と国家経済、技術条件に基づき国家汚染物質排出基準を定める。

省、自治区、直轄市の人民政府は、国家水質汚染物質排出基準に定められていない項目について、地方水質汚染物質排出基準を制定することができる。国家水質汚染物質排出基準にすでに定められている項目については、この国家基準よりも厳しい地方水質汚染物質排出基準を制定することができる。地方水質汚染物質排出基準は、國務院の環境保護行政主管部門に報告し、記録にとどめなければならない。

すでに地方汚染物質排出基準が定められている水域に汚染物質を排出する場合は、地方汚染物質排出基準を適用するものとする。

第8条 國務院の環境保護行政主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府は、水質汚染防止への要求と国家経済、技術条件に基づき、適時、水環境質基準と汚染物質排出基準を改定しなければならない。

第3章 水質汚染防止の監督・管理

第9条 國務院の関係部門と地方の各級人民政府は、水資源の開発と利用、調節を行うに当たり、統一して計画し各方面に配慮しながら、河川の合理的な流量と、湖やダム、地下水の合理的な水位を守り、水が持つ自然浄化能力を保つようにしなければならない。

第10条 水質汚染防止は流域または区域に基づき統一的に計画を立てなければならない。国が定めた主要河川の流域汚染防止計画は、國務院の環境保護行政主管部門が計画主管部門、水利管理部門などの関係当局および関係する省、自治区、直轄市の人民政府とともに策定し、國務院の承認を受けるものとする。

その他複数の省や県を流れる河川の流域汚染防止計画は、国が定めた主要河川の流域汚染防止計画と現地の実状に基づき、省級以上の人民政府環境保護行政主管部門が水利管理部門などの関係当局および関係する地方人民政府とともに策定し、國務院または省級の人民政府の承認を受けるものとする。

その他の河川の流域汚染防止計画は、当該省の人民政府が國務院に報告し、記録にとどめるものとする。

承認された水質汚染防止計画は水質汚染防止の依拠となるものであり、計画の修正は元の計画を承認した機関の認可を受けねばならない。

県級以上の人民政府は、法にのっとって承認した河川流域汚染防止計画に基づき、当該行政区の国民経済と社会発展の中長期計画および年度計画を策定する。

第11条 國務院の関係部門と地方の各級人民政府は、合理的な工業立地計画を立てねばならず、汚染源となっている企業に対しては再配置と技術改善を進める。総合的な防止対策をとり、水の再利用率を高め、水資源を合理的に利用するとともに、排水と汚染物質の排出量を減少させねばならない。

第12条 県級以上の人民政府は、生活飲料水と景勝地、重要な漁業用水の各水、およびその他特別に経済、文化価値のある水などについて、保護区を設けるとともに措置をとり、保護区内の水質が規定の水質基準を保てるようにすることができる。

第13条 新設、増設、改築することで直接、あるいは間接的に水に汚染物質を排出する建設プロジェクトおよびその他の水上施設は、国の建設プロジェクト環境保護管理に関する規定を守らなければならない。

建設プロジェクトの環境影響報告書には、当該プロジェクトによって生じる恐れのある水質汚染と生態環境への影響を評価し、防止策を定め、規定の手続きに従って関係部門の審査と認可を受けなければならない。運河、水路、ダムなどの水利工事に伴う排水口の設置については、関係する水利工事管理部門の許可を得なければならない。

建設プロジェクトに含まれる水質汚染防止施設は、主体工事と同時に設計、施工、使用を開始しなければならない。水質汚染防止施設は環境保護行政主管部門の検査を受けねばならず、規定の要求を満たしていない場合は、当該建設物の生産あるいは使用を認めない。

環境影響報告書には、当該建設プロジェクトの所在地にある組織と住民の意見を記載しなければならない。

第14条 水域に汚染物質を直接あるいは間接的に排出している企業は、國務院の環境保護行政主管部門の規定に基づき、所在地の環境保護当局に既存の汚染物質排出施設と処理施設、通常の操業条件における汚染物質の種類、量、濃度を登録し、水質汚染防止に関する技術資料を提出しなければならない。

前項で規定した汚染物質の種類、量、濃度に大幅な変更があった場合は、直ちに報告しなければならない。汚染物質処理施設は正常に使用しなければならない。撤去、または使用を中止する場合は、事前に所在地の県級以上の人民政府環境保護行政主管部門に報告し、許可を得なければならない。

第15条 企業が水源に汚染物質を排出している場合は、国の規定に従い汚染物質排出費を納めなければならない。国あるいは地方政府が定めた汚染物質排出基準を超える場合は、国の規定に従い基準超過汚染物質排出費を納付しなければならない。

汚染物質排出費と基準超過汚染物質排出費は汚染防止に利用しなければならない。他への流用は認めない。

汚染物質の排出量が基準を超えた企業は計画を立て、汚染処理をするとともに、処理計画を所在地の県級以上の人民政府環境保護行政主管部門に報告しなければならない。

第16条 省級以上の人民政府は、汚染物質の排出基準を達成したものの、国が規定した水環境質基準を満たしていない水源について、重点汚染物質排出総量規制制度を実施するとともに、汚染削減を課せられた企業に対し、重点汚染物質排出量査定制度を実施することができる。具体的な方法は國務院が定めるものとする。

第17条 國務院の環境保護行政主管部門は、國務院の水利管理部門と関連の省級人民政府とともに、国が定

めた主要河川流域水の効用および関係地区の経済、技術条件に基づき、省境にある主要河川の水に適用する水環境質基準を定めることができるが、国务院の承認を受けた後に施行するものとする。

第 18 条 国が定めた主要河川の水資源保護活動機構は、その所在地流域の省境の水質を観察し、その結果を直ちに国务院の環境保護行政主管部門と同水利管理部門に報告する責任を負う。国务院の承認を得て設置された流域水資源保護指導機構は、観察結果を直ちに流域水資源保護指導機構に報告しなければならない。

第 19 条 都市排水は集中処理を施さなければならない。

国务院の関連部門と地方の各級人民政府は、都市の水源保護と都市の水質汚染防止を都市建設計画に含め、都市下水網の建設と整備を行い、計画的に都市排水集中処理施設を建設し、都市の水環境の総合整備を強化しなければならない。

都市排水集中処理施設は、国の規定に従い汚染物質の排出者に対して有償で污水处理サービスを提供するものであり、污水处理費を徴収することで污水集中処理施設の正常な稼働を保証する。都市排水集中処理施設に污水を排出し、污水处理費を納めている場合は、汚染物質排出費を納入する必要はない。徴収した污水处理費は、都市排水集中処理施設の建設と運営に用いるものとし、他の用途への流用は認めない。

都市排水集中処理施設の污水处理費の徴収方法と管理、使途の具体的内容は、国务院が定める。

第 20 条 省級以上の人民政府は、生活飲料水地表水源保護区を法にのっとり定めることができる。生活飲料水地表水源保護区は、1 級保護区とその他の等級の保護区に分けられる。生活飲料水地表水源の取水口付近では、一定の水域と陸地を 1 級保護区とすることができる。生活飲料水地表水源 1 級保護区のほかに、一定の水域と陸地をその他の等級の保護区とすることができる。各級の保護区には、明確な境界線を設けなければならない。

生活飲料水地表水源 1 級保護区の水に污水を排出することを禁じる。

生活飲料水地表水源 1 級保護区内での観光、遊泳、その他水質汚染を生じる恐れのある行為を禁じる。

生活飲料水地表水源 1 級保護区内への新設、増設、給水施設や水源保護と無関係な施設の建設を禁じる。

生活飲料水地表水源 1 級保護区内にすでに設置された污水排水口は、県級以上の人民政府が国务院に従い、定められた権限をもって期限内に撤去、または整備することを命じることとする。

生活飲料水の地下水源については保護を強化しなければならない。

生活飲料水の水源保護の具体策は国务院が定める。

第 21 条 生活飲料水の水源が著しく汚染され、供給上の安全が脅かされるなど緊急事態が生じた場合、環境保護行政主管部門は同級の人民政府の承認を受けた上で、関係企業に汚染物質の排出量の減少、あるいは排出停止を命じるなど、強制力のある緊急対策をとらねばならない。

第 22 条 企業は原材料の利用率が高く、汚染物質排出量の少ないクリーナープロダクション技術を採用するとともに、管理を強化し水質汚染物質の産出量を減少させなければならない。

国は水環境を著しく汚染している古い技術と設備に対し、制度的に淘汰させる。

国务院の経済総合主管部門は国务院の関連部門とともに、著しく水環境を汚染している技術の期限付き使用禁止リストと、同設備の生産および販売、輸入、使用の各禁止リストを公表する。

生産者、販売者、輸入者、使用者は、国务院経済総合主管部門と国务院の関連部門が定めた期限内に、前項で規定したリスト内の設備についてそれぞれ生産、販売、輸入、使用を停止しなければならない。生産技術の利用者は、国务院経済総合主管部門と国务院の関連部門が定めた期限内に、前項で規定したリスト内の技術の使用を停止しなければならない。

前 2 項により規定した淘汰すべき設備は、他人に譲渡し使用させてはならない。

第 23 条 国は、水質汚染防止措置をとっていない小型化学パルプ製造、染色、染料、製革、電気メッキ、精油、農業およびその他深刻な水質汚染をもたらす工場の新設を禁じる。

第24条 深刻な水質汚染を引き起こした企業は、期限内に汚染を処理しなければならない。

中央または省、自治区、直轄市の人民政府が直轄する企業の期限付き汚染処理については、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護行政主管部門が意見を出し、同級の人民政府に報告し決定することとする。市、県、あるいは県以下の人民政府が管轄する企業の期限付き汚染処理については、市、県の人民政府環境保護行政主管部門が意見を出し、同級の人民政府に報告し決定することとする。汚染物質を排出している企業は期限内に処理を終えねばならない。

第25条 各級人民政府の環境保護行政主管部門および関係の監督・管理部門は、汚染物質を排出している管轄区域内の組織に対して立ち入り検査を行う権限を有する。検査を受ける組織は、正確に状況説明を行い、必要な資料を提出しなければならない。検査機関は、検査を行った事業組織の技術上、業務上の秘密を守らなければならない。

第26条 複数の行政区域に係る水質汚染の紛糾は、関係する地方人民政府が協議の上解決する、または共通の上級人民政府により解決を図るものとする。

第4章 地表水の汚染防止

第27条 生活飲料用、景勝地、重要な漁業用の各水とその他特別に経済・文化価値のある水源保護区内には、新たに汚染物質排出口を設置してはならない。保護区の近くに排出口を新設する場合は、保護区内の水が汚染されないことを保証しなければならない。

本法の公布前に設置された排出口については、汚染物質の排出量が国あるいは地方の汚染物質排出基準を超える場合、改善措置をとらなければならない。飲料用の水源に影響を与えている排出口は、排出口を移動させなければならない。

第28条 汚染物質を排出している組織が事故、またはその他突発的な事態を引き起こし、汚染物質の排出量が通常の量を超え、水質汚染事故を招いた、または招く恐れがある場合は、直ちに緊急措置をとり、被害が及ぶ、または損害を被る恐れのある組織に通報するとともに、現地の環境保護当局に報告しなければならない。船舶による汚染事故は、近くの運輸行政機関に報告し、調査と処分を受けなければならない。

漁業による汚染事故を起こした場合は、漁業監督・管理機構の調査と処分を受けなければならない。

第29条 水域への油類、酸液、アルカリ液または劇毒廃液の排出を禁じる。

第30条 油類または有毒物質、および汚染物質を充填したことのある車両と容器の水域での洗浄を禁じる。

第31条 水銀、カドミウム、ヒ素、クロム、鉛、シアン化合物、黄リンなどの可溶性劇毒廃棄物を、水域に排出、投棄、または直接地中に埋めることを禁じる。

可溶性劇毒廃棄物の保管場所には、防水、漏出防止、流失防止の措置をとらなければならない。

第32条 水域への工業廃棄物、都市ごみ、その他廃棄物の投棄、および排出を禁じる。

第33条 河川、湖沼、運河、水路、ダムなどの高水位線以下の川辺、岸辺への固体廃棄物とその他汚染物質の堆積、貯蔵を禁じる。

第34条 水域に放射性固体廃棄物、または高放射性あるいは中放射性物質を含む排水の排出、投棄を禁じる。

水域に低放射性物質を含む排水を排出する場合は、国の放射能防護関連の規定と基準を守らなければならない。

第35条 水域に高熱の排水を排出する場合は、しかるべき処理をして水温を水環境質基準に合致させ、熱による汚染を防止しなければならない。

第36条 病原体を含む汚水は、消毒処理を行い、国の関連基準を満たしてから排出しなければならない。

第37条 農業用水路に工場排水と都市排水を排出する場合は、下流の最も近くにある灌漑取水地の水質が農業用水水質基準に合致しなければならない。

工場排水と都市排水を灌漑水として利用する場合は、土壌や地下水、農産物の汚染を防がなくてはならない。

第 38 条 農薬を使用する場合は、国の農薬安全使用に関する規定と基準を守らなければならない。

農薬の運搬と貯蔵、および有効期間を過ぎた農薬の処分は、管理を強化し水質汚染の発生を防止しなければならない。

第 39 条 県級以上の地方の人民政府農業管理部門とその他関連部門は、しかるべき措置をとり、農民に対し化学肥料と農薬の科学的で合理的な使用法と、これらの過度な利用を控え水質汚染を防止するよう指導しなければならない。

第 40 条 船舶から油を含む污水や生活排水を排出する場合は、船舶汚染物質排出基準を守らなければならない。海運に従事する船舶が河川と港湾に入る場合は、河川の船舶汚染物質排出基準を守らなければならない。

船舶の残油や廃油は必ず回収するものとし、水域への排出を禁じる。

水域への船舶ごみの投棄を禁じる。

船舶で油あるいは有毒品を運搬する場合は、水域への漏出と滲漏の防止措置をとるとともに、貨物の落下による水質汚染を防止しなければならない。

第 5 章 地下水の汚染防止

第 41 条 企業が井戸や穴、亀裂、鍾乳洞を利用して有毒汚染物質を含む排水と病原体を含む污水、その他の廃棄物を投棄することを禁じる。

第 42 条 適切な不透水層がない場合に、企業が漏水防止措置を施していない用水路や穴、池などを利用して、有毒汚染物質を含む排水と病原体を含む污水、その他の廃棄物を輸送したり、貯蔵したりすることを禁じる。

第 43 条 複数の層から地下水を汲み上げる場合、各層の水質に大きな差がある時は、各層ごとに揚水しなければならない。すでに汚染された比較的浅い部分の地下水と被圧地下水を混合して揚水してはならない。

第 44 条 地下工事、ボーリング探査、採鉱などは、保護措置をとり地下水の汚染を防止しなければならない。

第 45 条 地下水の人工涵養を行う時には、地下水の水質を悪化させてはならない。

第 6 章 法的責任

第 46 条 本法の規定に違反して次の行為があった場合には、環境保護行政主管部門あるいは交通部門の航運行政機関は、それぞれの状況に応じて警告または罰金を科することができる。

(1) 國務院の環境保護行政主管部門が規定した汚染物質排出に関する登録事項を拒否した、あるいは虚偽の報告を行った。

(2) 環境保護行政主管部門あるいは関係監督・管理部門の現場検査を拒否した、あるいは虚偽の申し立てをした。

(3) 本法第 4 章、第 5 章の関係規定に違反し、汚染物や廃棄物を貯蔵、堆積、遺棄、投棄、排出した。

(4) 国が規定した汚染物質排出費、または基準超過汚染物質排出費を納入しなかった。

罰金の方法と金額については、本法の実施細則により規定する。

第 47 条 本法第 13 条第 3 項の規定に違反し、建設プロジェクトに水質汚染防止のための施設ができていない、あるいは国が規定した要求を満たしていないにもかかわらず、生産もしくは使用を開始した場合は、当該建設プロジェクトの環境影響報告書を承認した環境保護行政主管部門が生産あるいは使用の中止を命じるとともに、罰金を科するものとする。

第 48 条 本法第 14 条第 2 項の規定に違反し、汚染物質を排出している組織が故意に水質汚染防止処理施設について通常の使用法をとらず、あるいは環境保護行政主管部門の認可を得ずに、無断で水質汚染防止処理施設を撤去または放置し、汚染物質の排出量が規定値を超えた場合は、県級以上の人民政府環境保護行政主管部門が通常の使用法をとらせる、または改めて設置させるとともに、罰金を科するものとする。

第 49 条 本法第 20 条第 4 項の規定に違反し、生活飲料水地表水源 1 級保護区内での新設、増設、給水施設や水源保護と無関係な施設の建設を行った場合、県級以上の人民政府が國務院規定の権限に基づき、中止や閉鎖を命じるものとする。

第50条 本法第22条の規定に違反し、生産、販売、輸入、使用が禁止されている設備を生産、販売、輸入、使用した、あるいは使用が禁止されている技術を使用した場合、県級以上の人民政府経済総合主管部門が改正を命じる。状況が深刻な場合は、県級以上の人民政府経済総合主管部門が意見を提出し、同級の人民政府が国务院規定の権限に基づき、中止や閉鎖を命じるものとする。

第51条 本法第23条の規定に違反し、水質汚染防止措置をとっていない小型企業を設立し、深刻な水質汚染を招いた場合は、所在地の市、県の人民政府、または上級の人民政府が閉鎖を命じるものとする。

第52条 深刻な水質汚染を引き起こした企業が、期限内に汚染処理を完了しない場合、規定に従い2倍以上の基準超過汚染物質排出費を徴収するほか、当該企業がもたらした被害と損害に基づき罰金を科する、または操業停止か閉鎖を命じるものとする。

罰金は環境保護行政主管部門が決定する。企業の操業停止または閉鎖の命令は、期限付き改善命令を下した地方の人民政府が決定する。中央政府の直轄企業に対する操業停止または閉鎖の命令は、国务院の認可を必要とする。

第53条 本法の規定に違反し、水質汚染事故を起こした企業に対しては、事故発生地のある県級以上の人民政府環境保護行政主管部門が被害と損害に基づき罰金を科する。

漁業による汚染事故、または船舶による水質汚染事故は、それぞれ事故発生地の漁業監督・管理機構または交通部門の運航行政機関が被害と損害に基づき罰金を科する。

情状が比較的重大な水質汚染事故は、関係責任者に対して所属組織または上級の主管機関から行政処分を下す。

第54条 当事者が行政処分の内容を不服とする時は、通知を受けた日から15日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。期間内に提訴せず、また履行もしない場合には、処罰を決定した機関が人民法院に強制執行を申し立てることとする。

第55条 水質汚染を起こし被害を与えた組織は、被害を解消する責任を持つと同時に、損害を受けた組織または個人に損害を賠償しなければならない。

賠償責任と賠償金額をめぐる紛争は、当事者の要請に基づき、環境保護行政主管部門または交通部門の運航行政機関が処理できるものとする。当事者が処理の決定内容を不服とする場合は、人民法院に提訴することができる。当事者も人民法院に直接訴えを提起することができる。

水質汚染による損害が第三者の故意あるいは過失によって引き起こされた場合は、第三者が責任を負わなければならない。

水質汚染による損害が被害者自身の責任によって生じた場合は、汚染物質を排出した組織は責任を負わない。

第56条 完全に不可抗力による自然災害で、かつ直ちに合理的な対策を講じてもなお水質汚染による損害を回避できない場合は、その責任を免除する。

第57条 本法の規定に違反し、重大な水質汚染事故を起こし、公共と個人の財産に多大な損害を与えたり、死傷者を出すなど深刻な結果を招いたりした場合は、刑法第115条あるいは第187条の規定に基づき関係責任者に対して刑事責任を追及する。

第58条 環境保護監督・管理者とその他関連の国家公務員が職権乱用、職務怠慢、私的行為などを行った場合は、所属組織または上級の主管機関が行政処分を下すものとする。犯罪をはたらいた場合は、刑事責任を追及する。

第7章 附則

第59条 個人経営者が汚染物質を水域に排出し、汚染が深刻な場合は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会が本法で定めた原則を参考に管理弁法を制定することとする。

第60条 本法の次の用語の意味は以下の通りである。

(1)「水質汚染」とは、水にある種の物質が混入し、その化学、物理、生物、または放射性などの特性に変化が生じた結果、水の有効利用が影響を受け、人体の健康に危害が加えられたり、生態環境が破壊されたりするな

ど、水質悪化による現象を引き起こすことである。

(2)「汚染物質」とは、水質汚染を引き起こす物質を指す。

(3)「有毒汚染物質」とは、直接または間接的に生物の体内に吸収された後、当該生物またはその後代に発病、行動異常、遺伝変異、生理機能の異常、奇形、死亡を引き起こす汚染物質を指す。

(4)「油類」とは、あらゆる種類の油とその精製品を指す。

(5)「漁業用水」とは、区画された魚・エビ類の産卵場、索餌場、越冬のための水域、回遊地や通り道、魚・エビ・貝・海藻類の養殖場を指す。

第 61 条 国務院の環境保護行政主管部門は本法の規定に基づき実施細則を制定し、国務院の承認を受けた後に施行するものとする。

第 62 条 本法は 1984 年 11 月 1 日より施行する。

日中友好環境保全センター ウェブサイト 「中国の環境関連法令・通達など」より転載（一部加筆、修正）

參考資料 4

中華人民共和國水污染防治法實施細則

(中華人民共和國國務院令 第 284 号)

(Implementation of the Law of the People's Republic of China on
the Water Pollution Prevention and Control)

中華人民共和國水污染防治法實施細則

中華人民共和國國務院令 第 284 号

ここに《中華人民共和國水污染防治法實施細則》を公布する。公布した日から施行される。

首相 朱鎔基
2000 年 3 月 20 日

第 1 章 總則

第 1 条 《中華人民共和國水污染防治法》（以下水污染防治法と略称する）に基づき、この實施細則を制定した。

第 2 章 水污染防治の監督・管理

第 2 条 水污染防治法第 10 条の規定により編成した流域水污染防治計画には、下記の内容が含まれる。

- (1) 水域の環境機能の要求
- (2) 段階別に到達する水質の目標およびその期限
- (3) 水污染防治の重点区域と重点汚染源、および具体的実施措置
- (4) 流域都市の排水と汚水処理施設の建設計画

第 3 条 県級以上の地方人民政府水行政主管部門は、大、中型ダムを最小漏洩流量を確定する場合、下流域の自然浄化能力を確保し、更に同級の人民政府環境保護行政主管部門の意見を求めなければならない。

第 4 条 水域に汚染物質を排出する企業・事業単位は、所在地の県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門に《汚染物質排出申告登録表》を提出しなければならない。

企業・事業単位が国の規定あるいは地方の規定する汚染物質排出基準を超過して排出した場合、《汚染物質排出申告登録表》を提出する際に、汚染物質の超過排出の原因と期限付き防止対策措置を書き添えなければならない。

第 5 条 企業・事業単位が汚染物質処理施設を撤去あるいは放置する必要がある場合、事前に所在地の県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門に申告し、その理由を書き添える。環境保護行政主管部門は申告書を受け取った日から 1 ヶ月以内に同意または反対の意見をまとめ、返答しなければならない。期限が切れても回答が無い場合は、同意したものとみなされる。

第 6 条 水汚染物質排出基準を達成しても、依然として国が規定する水環境質基準の要求を達成できない水域は、重点汚染物質の排出総量規制を実施しても良い。

国が定めた重要河川流域の総量規制計画は、國務院の環境保護行政主管部門が國務院の関係部門と協議し、関連する省、自治区、直轄市の人民政府が編成し、國務院に報告して認可を得なければならない。その他の水域の総量規制計画は、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護行政主管部門が同級の関係部門と協議し、関連地方人民政府が編成し、省、自治区、直轄市の人民政府に報告して認可を得なければならない。その内、省、自治区、直轄市をまたぐ水域の総量規制計画は、関連する省、自治区、直轄市の人民政府が協議して決める。

第 7 条 総量規制計画は、総量規制区域、重点汚染物質の種類および排出総量、削減の必要のある汚染物質排出量、および削減の期限が含まれる。

第 8 条 法に基づき実施する重点汚染物質排出総量規制の水域に対し、県級の地方人民政府は、総量規制計画の分配排出総量規制の指標に基づき、本行政区域内の当該水域の総量規制実施法案を制定しなければならない。

総量規制実施法案は、汚染物質排出量を削減する必要がある単位、汚染物質排出単位ごとの重点汚染物質の種類および排出総量規制指標、削減する必要がある汚染物質排出量および削減期限の要求を定めなければならない。

第 9 条 重点汚染物質排出総量の規制指標を分配する際、公開、公平、公正の原則を遵守しなければならない、科学的かつ統一した基準を実施する。総量規制指標の分配方法は國務院の環境保護行政主管部門が國務院の関係部門と協議して制定する。

第 10 条 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、総量規制の実施法案に基づき、当該行政区内の水域に汚染物質を排出する単位の重点汚染物質排出量を審査確認し、排出総量の規制指標を超過しない単位には汚染物質排出許可証を交付する。排出総量規制指標を超過する単位に対しては、期限をつけて防止対策を講じ、その期間は臨時的汚染物質排出許可証を交付する。具体的方法は國務院の環境保護行政主管部門が制定する。

第 11 条 総量規制実施法案で確定した汚染物質排出削減単位は、國務院の環境保護行政主管部門の規定に基づき汚染物質排出口を設置し、総量規制の監視測定設備を取り付けなければならない。

第 12 条 国が定めた重要河川流域所在地の省、自治区、直轄市の人民政府は、國務院が認可した省境に適用する水環境質基準を執行しなければならない。

第 13 条 国が定めた重要河川流域の省境水域の水環境質状況に対する監視測定は、國務院の環境保護行政主管部門が制定した水環境質監視測定規範を執行しなければならない。

第 14 条 都市建設管理部門は、都市の基本計画に基づき、都市の排水と污水处理専門の計画を編成し、かつ計画の要求に基づき、都市污水集中処理施設を建設しなければならない。

第 15 条 都市の污水集中処理施設の排水の水質は、国あるいは地方が規定する污水排出基準を執行する。

都市の污水集中処理運営部門は、都市の污水集中処理施設の排水の水質に責任を負わねばならない。

環境保護行政主管部門は、都市の污水集中処理施設の排水の水質と水量に対して抽出測定検査を実施しなければならない。

第 16 条 期限付きで防止対策を命じられた汚染物質排出単位は、期限付き防止対策を命じた人民政府の環境保護行政主管部門に、防止対策計画を提出し、定期的にその進捗を報告する。

期限付き防止対策を命じた人民政府の環境保護行政主管部門は、期限付き防止対策を命じられた汚染物質排出単位の防止対策の進展状況を検査し、完成した期限付き防止対策プロジェクトを検収する。

期限付き防止対策を命じられた汚染物質排出単位は、期限どおりに防止対策任務を完成しなければならない。不可抗力で規定した期限までに任務を完成できない場合は、不可抗力の状況が発生して 1 ヶ月以内に、命令を下した人民政府の環境保護行政主管部門に期限延長の要求を提出し、命令を下した人民政府が審査の上決定する。

第 17 条 環境保護行政主管部門と海事、漁業行政管理機構は、管轄区内の水域に汚染物質を排出する単位に対して、現場検査をする時に、法執行行政証明を提示するか、法執行行政標識を佩用しなければならない。

第 18 条 環境保護行政主管部門と海事、漁業行政管理機構が現場検査をする時、必要に応じて、検査を受ける単位に次に列挙する状況と資料の提供を要求できる。

- (1) 汚染物質排出状況
- (2) 汚染物質防止対策施設およびその運転、操作と管理状況
- (3) 観測計器、メーター、設備のロットナンバーと規格および検定、チェック状況
- (4) 採用した監視測定分析方法と監視測定記録
- (5) 期限付き防止対策の進展状況
- (6) 事故状況と関連記録
- (7) 汚染と関連する生産プロセス、使用原材料の資料
- (8) 水汚染と関係するその他の状況と資料

第 19 条 企業・事業単位が水汚染事故を起こした場合、即時に措置を講じ、汚染排出を止めるか軽減し、事故発生後 48 時間以内に当該地域の環境保護行政主管部門に、事故発生の時間、地点、類型、および排出汚染物質の種類、数量、経済的損失、人員の被災、応急措置などの状況に対する初期報告を行なう。事故の調査が終了した後、当該地域の環境保護行政主管部門に、事故発生の原因、社会的影響、遺留問題と予防措置などの状況を書面で報告し、関連証明書類を添える。

環境保護行政主管部門は水汚染事故の初期報告を受け取った後、直ちに当該級の人民政府と上級の人民政府環境保護行政主管部門に報告し、関連の人民政府は、関係部門を組織して事故発生の原因について調査を進め、更に有効な措置を講じ、汚染を軽減または除去する。県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は事故によって影響を被る可能性のある水域に対して監視測定を行い、同時に事故に対する調査と処理を進める。

船舶によって起きた水汚染事故は、直ちに最寄りの海事管理機構に報告しなければならない。漁業水域汚染

事故が生じた場合、直ちに事故発生地 of 漁業行政管理機構に報告しなければならない。海事あるいは漁業行政管理機構は報告を受け取った後、直ちに当該級の人民政府環境保護行政主管部門に状況を通報し、同時に適時に調査と処理作業を展開する。

水汚染事故が発生し、行政区をまたぐ区域に危害または損害を与える可能性がある場合、事故発生地の県級以上の地方人民政府は即時に事故による危害あるいは損害を受けるかその可能性のある関連の地方人民政府に、事故発生の時間、地点、類型、排出汚染物質の種類、数量および取るべき予防措置などの状況を通報しなければならない。

第 3 章 地表水汚染の防止

第 20 条 省、自治区、直轄市をまたぐ生活飲用地表水源保護区は、関連の省、自治区、直轄市の人民政府が協議して画定する。協議に失敗した場合、國務院の環境保護行政主管部門が國務院の水利、国土資源、衛生、建設など関係部門と協議し、画定方案を提出し、國務院に報告して認可を得なければならない。

その他生活飲用地表水源保護区の画定は、関連の市、県の人民政府が協議して画定法案を提出し、省、自治区、直轄市の人民政府が認可する。協議が失敗した場合、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護行政主管部門が、同級の水利、国土資源、衛生、建設など関係部門と共に画定方案を提出し、省、自治区、直轄市の人民政府に報告して認可を得なければならない。

生活飲用地表水源保護区は 1 級保護区と 2 級保護区に分けられる。

第 21 条 生活飲用地表水源 1 級保護区内の水質は、国の《地表水環境質基準》 Ⅱ 類基準が適用され、2 級保護区内の水質は、国の《地表水環境質基準》 Ⅲ 類基準が適用される。

第 22 条 生活飲用地表水源 1 級保護区の保護は、水污染防治法第 20 条の規定を実施する。

第 23 条 生活飲用地表水源 2 級保護区内の水域に汚染物質を排出する建設プロジェクトの新規建設、拡張工事を禁止する。生活飲用地表水源 2 級保護区内での改築工事は、汚染物質の排出を削減しなければならない。

生活飲用地表水源 2 級保護区内に、国または地方が規定する汚染物質排出基準を超過した汚染物質の排出を禁止する。

生活飲用地表水源 2 級保護区内に廃棄物、油類およびその他有毒・有害物品の積み降ろし埠頭の設置を禁止する。

第 24 条 工業排水と都市污水を利用して灌漑する場合、県級以上の人民政府農業行政主管部門は、灌漑に使用する水質および灌漑後の土壌、農産物に対して定期的に監視測定し、更に相応の措置を講じ、土壌、地下水と農産物の汚染を防止する。

第 25 条 河川を航行する船舶は国の規定に合致した污染防治設備を配備し、同時に船舶検査部門が交付する合格書を所持しなければならない。

污染防治設備がないか、あるいは污染防治設備が国の規定に合致しない場合、期限を決めて規定の基準を達成するように仕向ける。

第 26 条 河川を航行する船舶は、海事管理機構が規定する污染防治公文書あるいは記録公文書を所持しなければならない。河川で航行する 150 トン以上のタンカーと 400 トン以上の非タンカーは、油類記録を所持しなければならない。

第 27 条 港湾あるいは埠頭は、含油污水と廃棄物を接收、処理する設備を配備しなければならない。接收、処理施設は港湾経営部門が建設、管理と保守に責任を負う。

内陸河川を航行する船舶は水域に廃油、残油と廃棄物を排出してはならない。内陸河川を航行する客運、観光船舶は廃棄物の管理制度を確立しなければならない。

第 28 条 港湾の船舶が次に列挙する作業を進める場合、事前に海事管理機構に申請し、認可された後、指定された区域で進行する。

- (1) 有毒貨物、粉塵のあるバラ積み貨物を乗せたデッキと船室を洗い流すこと
- (2) バラスト、船室の洗浄、機関室污水およびその他残余物質を排出すること

(3) 化学的除油剤の使用

第29条 船舶が港湾あるいは埠頭で油類およびその他有毒・有害、腐蝕性、放射性貨物を積み卸す場合、船舶側と作業単位は予防措置を講じ、水域の汚染を防止しなければならない。

第30条 船舶に事故が起こった時、水域に汚染を及ぼすかその可能性がある場合、海事管理機構は強制的にさらい取り、清掃するよう求める。あるいは強制的に牽引して引き離し、その費用は事故を起こした船舶が負担する。

第31条 造船、船舶修理、船舶解体、船舶引揚に従事する単位は、汚染防止設備と器材を配備しなければならない。作業を進める際、予防措置を講じ、油類、油性混合物やその他廃棄物の水域汚染を防止する。

第4章 地下水汚染の防止

第32条 生活飲用水地下水源保護区は、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が同級の水利、国土資源、衛生、建設など関係行政主管部門とともに、飲用水水源地の地理的位置、水文地理的条件、給水量、採掘方式と汚染源の分布に基づき、画定方案を提出し、当該級の人民政府に報告して認可を得なければならない。

生活飲用水地下水源保護区の水質は、国の《地下水質基準》 類基準が適用する。

第33条 生活飲用水地下水源保護区内で、次に列挙する活動に従事することを禁止する。

- (1) 汚水を利用した灌漑
- (2) 有毒汚染物質を含む汚泥を肥料として利用すること
- (3) 劇毒と高残留農薬の使用
- (4) 貯水層の隙間、亀裂、鍾乳洞および廃棄坑道に残留する石油、放射性物質、有毒化学品、農薬などの利用

第34条 多層地下水を採掘する場合、次に列挙する含水層に対しては層別に採掘し、混合採掘を避けねばならない。

- (1) 半ば塩水、塩水、にがり層
- (2) 汚染された含水層
- (3) 有毒・有害元素を含み、かつ生活飲用水衛生基準を超過した水層
- (4) 医療価値と特殊な経済価値のある地下熱水、温泉とミネラルウォーター

第35条 含水層を暴露、突き抜ける探査工事は、関係規範の要求に基づき、層別せき止めと穴埋め作業をよりよく遂行しなければならない。

第36条 立て坑、鉱坑が有毒・有害排水を排出する場合、鉱床の外郭に集水工事を設置し、更に有効な措置を取って地下水の汚染を防止する。

第37条 人工的に注水戻しを行って補給した飲用水の水質は、生活飲用水水源地の水質基準に合致すべきで、更に県級以上の地方人民政府衛生行政主管部門の批准を取らなければならない。

第5章 法律責任

第38条 水污染防治法第46条第1項第(1)項目、第(2)項目、第(4)項目の規定に基づき科せられる罰金は次に列挙される規定に基づき執行される。

- (1) 國務院の環境保護行政主管部門の規定する汚染物質排出に関する申告登録事項を拒むか、偽って報告した単位に対し、1万元以下の罰金を科すことができる
- (2) 環境保護行政主管部門あるいは海事漁業行政機関の検査を拒否あるいは虚偽を弄する単位に対し、1万元以下の罰金を科すことができる
- (3) 国の規定に基づき汚染物質排出費あるいは基準超過汚染物質排出費を支払わない単位に対し、汚染物質排出費あるいは基準超過汚染物質排出費と滞納金を追加徴集し、その上で、追加徴集金額の50%以下の罰金を科すことができる

第39条 水污染防治法第46条第1項第(3)項目の規定以外に基づく罰金を科す場合、次に列挙する規定に基づき執行する。

- (1) 水域に劇毒廃液を排出するか、あるいは水銀、カドミウム、ヒ素、クロム、シアン化物、黄燐など可溶性劇毒を含む残砕を排出あるいは投げ捨てたりまたは直接地下に埋めたりしたものに對し、10万元以下の罰金を科すことができる

(2) 放射性固体廃棄物、オイル類、酸液、アルカリ液あるいは中高含有量の放射性物質の排水を水域に排出したものに對し、5 万元以下の罰金を科すことができる

(3) 船舶の残油、廃油を水域に排出したもの、油類や有毒汚染物質を入れた車輛と容器を水域で洗浄したものに對し、1 万元以下の罰金を科すことができる

(4) 水域に工業ボダ、都市生活ゴミを排出あるいは投げ捨てるもの、あるいは河川、湖水、運河、用水路、ダム の最高水位以下の砂州と岸辺に固体廃棄物を貯存したものに對して、1 万元以下の罰金を科すことができる

(5) 船舶の廃棄物を水域に排出したものに對し、2000 元以下の罰金を科すことができる

(6) 企業・事業單位が鍾乳洞を利用して病原体の汚水あるいはその他廃棄物を排出、投げ捨てた場合、2 万元以下の罰金を科し、浸透井戸、浸透坑、隙間を利用して有毒汚染物質を含む排水を排出した場合、5 万元以下の罰金を科すことができる

(7) 企業・事業單位が浸透漏れ措置を取らず、用水路、水溜りなどを利用して病原体を含む汚水あるいは廃棄物を輸送または貯存した場合、2 万元以下の罰金を科すことができる

第 40 条 水汚染防止法第 47 条の規定に基づき罰金を科す場合、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 41 条 水汚染防止法第 48 条の規定に基づき罰金を科す場合、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 42 条 水汚染防止法第 52 条第 1 項の規定に基づき罰金を科す場合、20 万元以下の罰金を科すことができる。

第 43 条 水汚染防止法第 53 条の規定に基づき罰金を科す場合は、下記の規定に基づき執行する。

(1) 水汚染事故を引き起こした企業・事業單位には、直接損失の 20% に基づく計算で罰金を科すことができる。しかし、最高で 20 万元を超えてはならない。

(2) 重大な經濟損失を引き起こしたものに對しては、直接損失の 30% に基づく計算で罰金を科すことができる。しかし、最高で 100 万元を超えてはならない。

第 44 条 汚染物質排出許可証あるいは臨時汚染物質排出許可証の規定に違反して汚染物質を排出した場合、許可証を交付した環境保護行政主管部門が期限付きで改めるよう命令し、5 万元以下の罰金を科すことができる。情状の嚴重な場合は、更に汚染排出許可証あるいは臨時許可証を取り上げる。

第 45 条 本細則第 11 条の規定に違反し、規定に基づいた汚染排出口、總量規制監視測定設備を取り付けず、環境保護行政主管部門が期限付きで改めるよう命令したものに對し、1 万元以下の罰金を科すことができる。

第 46 条 本細則第 23 条第 1 項の規定に違反して、生活飲用水地表水源 2 級保護区内の水域に汚染物質を排出する建設プロジェクトを新規建設、拡張建設した場合、または改築プロジェクトが汚染排出量を削減していない場合、県級以上の人民政府は規定の権限に基づき營業停止あるいは閉鎖を命令する。

本細則第 23 条第 2 項の規定に違反して、生活飲用水地表水源 2 級保護区内に、国あるいは地方が規定する汚染物質排出基準を超過して汚染物質を排出した場合、県級の人民政府は期限付きで改めるよう命じ、更に 10 万元以下の罰金を科すことができる。期限が過ぎても防止対策任務を完成しない場合、県級以上の人民政府は規定の権限に基づき營業停止あるいは閉鎖を命令する。

本細則第 23 条第 3 項の規定に違反して、生活飲用水地表水源 2 級保護区内に、廃棄物、油類およびその他有毒・有害物品の積み卸し埠頭を設置した場合、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が期限付きで取り除くよう命令し、更に 10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 47 条 本細則第 33 条第(4)項目の規定に違反し、貯水層の隙間、亀裂、鍾乳洞および廃棄した鉱坑を利用して石油、放射性物質、有毒化学品、農薬を貯存したものに對し、県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は改めるよう命令し、10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 48 条 汚染物質排出費、基準超過汚染物質排出費あるいは警告、罰金に処せられた單位に對し、その汚染消却、危害排除と損失賠償の責任は免除されない。

第 6 章 附則

第 49 条 本細則は交付された日から施行する。1989 年 7 月 12 日國務院が認可し、国家環境保護局が公布した《中華人民共和國水汚染防止法實施細則》は同時に廢止される。

参考資料 5

ボイラーの大気汚染物質排出基準(天津市地方基準 DB12/151-2003)
(Emission standard of air pollutants for coal-burning oil-burning
gas-fired boiler)

ボイラーの大気汚染物質排出基準

前 言

本基準の全ての技術的内容は必ず遵守する事が要求される。

持続的発展戦略を実現し、環境保護、天津市空気環境質の改善および人体の健康を保障するため、元来の津/DHJB1-1999『ボイラーの大気汚染物質排出基準』を修正したものである。天津市火力発電所、および工業、暖房、生活ボイラーからの大気汚染物質を厳格に規制し、燃焼時排出大気汚染物質に対する処理能力を強化する事により、燃焼大気汚染物質の排出総量を減少させる事が目的である。『中華人民共和国環境保護法』、『中華人民共和国大気汚染防止法』の第19条、第25条、第26条、第30条および『天津市大気汚染防止条例』第3章の規定にしたがい、本基準を制定する。

本基準は天津市環境保護局によって提出され、2003年7月18日に天津市人民政府によって批准されたものである。

本基準は津/DHJB1-1999『ボイラーの大気汚染物質排出基準』に代わるものである。

本基準を津/DHJB1-1999『ボイラーの大気汚染物質排出基準』と比較すると、以下のような違いがある。

45.5MW および同値を越えるボイラー、火力発電所ボイラーの大気汚染物質排出濃度の極限值を追加規定した。

ボイラーの大気汚染物質の排出濃度極限值を修正し、石炭燃焼ボイラー、火力発電所ボイラーの大気汚染物質中のNO_xの排出濃度極限值を修正した。

石油燃焼、ガス燃焼ボイラーのばいじんと二酸化硫黄の排出濃度極限值を修正した。

火力発電所ボイラーにおける大気汚染物質排出濃度の大気汚染超過係数を規定し、14MW以上のボイラーに関しては、オンライン連続モニタリング計器の取り付け義務を追加規定した。

使用中のボイラーおよび新規建造、拡張、改造ボイラーの使用年限を新たに追加規定した。

天津市のボイラー設置場所に関して、改めて区域区分した。

本基準は天津市環境保護局が提出した。

本気純は天津市人民政府によって批准された。

本基準起草：天津市環境監視測定センター

本基準起草者：王同健、魏巍、田秀華、劉波、田健麗

本基準解釈の責は天津市環境保護局が負う。

1. 範囲

本基準は使用中のボイラーと新規建造、改造、拡張のボイラーに適用され、各種ボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の最高許容排出濃度および燃焼ガス濃度に対する極限值を規定する。

本基準は発電所および工業、暖房、生活ボイラー（以下、ボイラーとする）の大気汚染物質排出極限值を規定する。

本基準は天津市の発電所および各種用途の石炭燃焼、オイル燃焼、ガス燃焼ボイラーに適用される。その他の固体燃料燃焼ボイラーは、本基準の石炭燃焼ボイラーの汚染物質排出極限值を参照する。

本基準は各種容量の石炭フィーダー付きボイラーおよび生活ゴミ、危険廃棄物を燃料とするボイラーには適用されない。

2. 引用基準

以下の基準の条項は本基準の引用によって本基準の条項となる。日付の記載がある引用基準に関して、それに続くすべての修正書（錯誤校正を含まない）、あるいは改正版は本基準に適用しない。しかし、本基準に従って合意に達する関係者が、これら基準の最新版を使用するか否かを検討することが奨励される。日付の記載のない引用基準は、その最新版を本基準に適用される。

GB5468	ボイラーばいじん測定方法
GB/T16157-1996	固定汚染源による排ガス中の顆粒物測定とガス態汚染物のサンプル採集方法
GB13271-2001	ボイラーの大気汚染物質排出基準
GB13223-1996	火力発電所大気汚染物質排出基準
HJ/T42-1999	固定汚染源からの排ガス中の窒素酸化物の測定 紫外線分光測光法
HJ/T56-2000	固定汚染源からの排ガス中の二酸化硫黄の測定 ヨウ素滴定法
HJ/T57-2000	固定汚染源からの排ガス中の二酸化硫黄の測定 電位決定電解法

HJ/T75-2001 火力発電所からの排出燃焼ガスの連続監視測定技術規範
 HJ/T76-2001 固定汚染源からの排出燃焼ガスの連続監視測定システムの技術要求および測定方法
 大気と排ガスの監視測定分析方法（中国環境科学出版社 1990 年版）
 ばいじん、燃焼ガス測定の実用技術（中国環境科学出版社 1990 年版）

3. 専門用語と定義

下述する専門用語と定義は本基準に適用される。

3.1 ボイラー

燃料の化学エネルギーを熱エネルギーに転換し、さらに熱エネルギーを水、ガス、伝熱オイル等の物質に伝播し、蒸気、熱水、もしくは伝熱物質等によって熱エネルギーを出力する装置である。

本基準において、ボイラーは定額容量（熱エネルギー産出量）によってその汚染物の最高許容排出極限值が確定され、0.7MW の産出量は 1t/h の蒸発量に相当する。

3.2 標準状態

燃焼ガスの温度が 273K、圧力が 101325Pa の状態を、“標準状態”という。この基準で規定する大気汚染物質排出濃度はいずれも標準状態での乾燥燃焼ガスの数値である。

3.3 空気汚染超過係数

燃料の燃焼時、実際の空気消費量と理論的な空気需要量の比率を、“ ”で表示する。

3.4 排出燃焼ガスの連続的監視測定

ボイラーから排出される燃焼ガスを連続的に、随時、監視測定する。燃焼ガス排出オンライン連続監視測定とも言う。

3.5 煙突高度

ボイラーが所在する ±0 地表面から煙突排出口までの垂直距離である。地表面以下に位置するボイラーの煙突高度は、ボイラー所在地面から ±0 地表面までの部分を除くべきである。

ボイラーが所在する ±0 地表面から煙突排出口までの垂直距離である。地表面以下に位置するボイラーの煙突高度は、ボイラー所在地面から ±0 地表面までの部分を除くべきである。

3.6 ばいじんの最初の排出濃度

ボイラーの燃焼ガス出口あるいは浄化装置に入る前のばいじん排出濃度である。

3.7 ボイラーの大気汚染物質排出濃度

ボイラーの燃焼ガスを浄化装置で浄化した後の汚染物排出濃度である。浄化装置を取り付けていないボイラーにおいて、そのボイラー出口の汚染物濃度が排出濃度である。各種ボイラーの大気汚染物質排出濃度は、オンライン連続監視測定、もしくは手作業の連続監視測定を実施する場合の 1 時間当りの平均濃度である。

4. 技術要求

4.1 時間帯区分

4.1.1 使用中ボイラーの執行時間帯

本基準の使用中ボイラー（4.3 の規定する排出禁止ボイラーを除く）には、二つの時間帯に分けて相応する汚染物排出濃度極限值が執行される。

第 時間帯：本基準施行日から 2005 年 12 月 31 日以前まで

第 時間帯：2006 年 1 月 1 日より

4.1.2 新規建造、改造、拡張するボイラーの執行時間帯

本基準は、新たに建造、改造、拡張するボイラー（本基準を頒布する以前に申請許可されたが、建造中で生産使用していないボイラーを含む）には第 時間帯の基準を執行する。

4.2 区域区分

本基準は天津市を A、B の両区域に区分する。

A 区域：外環線内の既建設区域、天津経済技術開発区、天津港保税区、天津新技术产业园区、自然保護区、景勝地、国家地質公園、国家森林公园およびその他の特別な保護を要する区域。

B 区域：A 区域を除いたその他の区域

火力発電所ボイラーは区域によって区分されない。

4.3 石炭燃焼ボイラーの排出禁止規定

本基準の実施日より、A区域内にて石炭燃焼ボイラーの新規建造、改造、拡張を禁止する。第 時間帯より、A区域内で出力が7MW および同値を下回る石炭燃焼ボイラーの使用を禁止する。

重油、残油を燃料とするボイラーの新規建造、拡張、改造を許可しない。重油、残油を燃料とする使用中ボイラーには石炭燃焼ボイラーの基準が執行される。

B区域内で、出力が7MW および同値を下回る石炭燃焼ボイラー、および大気汚染物質排出量がそれに相当するボイラーの新規建造を許可しない。

既建設区域および『環境空気質基準』GB3095-1996 で規定する一類区内で、0.7MW および同値を下回る石炭燃焼ボイラーの使用を禁止する。非建設区域において、0.7MW および同値を下回る石炭燃焼ボイラーは、ばいじんが80mg/m³、二酸化硫黄が400mg/m³の基準値が執行される。

4.4 ボイラーの大気汚染物質排出極限值

ボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の最高許容排出濃度極限值、燃焼ガス濃度極限値は表1を参照する。ばいじんの最初の排出濃度はGB13271-2001が規定するばいじんの最初の排出濃度が執行される。火力発電所および45.5MWを上回る蒸気ボイラーの大気汚染物質排出極限値は表2を参照する。

表1 ボイラーの大気汚染物質排出極限值

汚染物質	ボイラー類型	適用区域	石炭燃焼ボイラー				軽ディーゼル油燃焼 オイル燃焼ボイラー	ガス燃焼ボイラー
			< 7MW		> 7MW			
			時間帯	時間帯	時間帯	時間帯	全時間帯	全時間帯
ばいじん (mg/m ³)	使用中ボイラー	A	150	排出禁止	150	80	30	10
		B	150	100	150	80		
	新規/改造/拡張	B	100		80			
二酸化硫黄 (mg/m ³)	使用中ボイラー	A	400	排出禁止	400	200	50	20
		B	400	250	400	200		
	新規/改造/拡張	B	250		200			
窒素酸化物 (mg/m ³)	使用中ボイラー	A	400	排出禁止	400	400	300	300
		B	400	400	400	400		
	新規/改造/拡張	B	400		400			
燃焼ガス濃度 (リッパル)	全ボイラー	全区域	1 級					

注：『環境空気質基準』GB3095-1996で規定した一類区域の石炭燃焼ボイラーのばいじん排出極限値は80mg/m³である。

表2 火力発電所ボイラーの大気汚染物質排出極限值

汚染物質	ボイラー類型	石炭燃焼ボイラー		軽ディーゼル油燃焼 オイル燃焼ボイラー	ガス燃焼ボイラー
		時間帯	時間帯	全時間帯	全時間帯
ばいじん (mg/m ³)	使用中ボイラー	100	30	30	10
	新規/改造/拡張	30			

二酸化硫黄 (mg/m ³)		使用中ボイラー	1800	100	50	20
		新規/改造/拡張	100			
窒素酸化物 (mg/m ³)		使用中ボイラー	650	450	300	300
		新規/改造/拡張	450			
燃焼 ガス 濃度	リングマン(級)	全ボイラー	1級		1級	1級
	累計時間(分)		6			
<p>a. 石炭燃焼発電所ボイラーの新規建設を禁止する。 b. 重油、残油を燃料としたボイラーの新規建造、改造、拡張を許可しない。重油、残油を燃料とする使用中ボイラーには石炭燃焼ボイラーの基準が執行される。</p>						

4.5 煙突の最低高度規定

4.5.1 工業、暖房ボイラーの煙突最低高度の規定

ボイラーの最低高度は表 3 に従って執行され、その他のものは GB13271 の 4.6.1.2、4.6.2、4.6.3、4.6.4 に従って執行される。

表 3 石炭燃焼ボイラー作業場の煙突の最低許容高度

ボイラー室ユニットの総容量 (MW)	<0.7	0.7~<1.4	1.4~<2.8	2.8~<7	7~<14	14~<28
煙突の最低許容高度(m)	20	25	30	35	40	45

4.5.2 火力発電所の煙突の最低高度の規定

火力発電所の煙突の最低高度は表 4 に従って執行され、その他のものは GB13271 の 4.6.1.2、4.6.2、4.6.3、4.6.4 に従って執行される。

表 4 火力発電所の煙突の最低許容高度

最大出力(万 kW)	<30	30~<60	>60
石炭燃焼もしくは重(残)油(m)	150	180	210
ガス燃焼、軽ディーゼル油、灯油(m)	30	60	

5 監視測定

5.1 監視測定方法

ボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度を監視するためのサンプル採取方法は GB54686 及び GB/T16157 の規定に従って執行される。二酸化硫黄、窒素酸化物の分析方法は国家環境保護総局の関連する規定に従って執行される。

5.2 空気汚染超過係数の計算

実際に測定したボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度は表 5 が規定する空気汚染超過係数に従って計算すべきである。

表5 各種ボイラーの空気汚染超過係数計算値

ボイラー種類	計算項目	空気汚染超過係数
石炭燃焼ボイラー	ばいじんの最初の排出濃度	= 1.7
	ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度	= 1.8
灯油燃焼、ガス燃焼	ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度	= 1.2
発電所ボイラー	ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度	= 1.4

各種ボイラーの空気汚染超過係数の計算式

$$C=C' \times$$

式において： C：計算後のボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度（mg/m³）
 C'：実際に監視したボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度（mg/m³）
 ：実際に監視した空気汚染超過係数
 '：規定の空気汚染超過係数

5.3 ボイラー負荷係数の計算

ボイラーの出力が負荷限界に達していない場合は、実際に監視したボイラーのばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度を表6が規定するボイラーの出力影響係数Kに従って再度計算を行う。火力発電所はK係数計算を行わない。

表6 ボイラーの出力影響係数

ボイラーの実質出力が 設計出力に占める割合（%）	70～<75	75～<80	80～<85	85～<90	90～<95	95
稼働後3年未満のボイラーの 出力影響係数	1.6	1.4	1.2	1.1	1.05	1
稼働後3年以上のボイラーの 出力影響係数	1.3	1.2	1.1	1	1	1

5.4 窒素酸化物の濃度換算

本基準が規定する窒素酸化物の質量濃度は二酸化窒素をもって計算する。体積濃度を質量濃度に換算し、1mol/mol × 10⁻⁶の窒素酸化物は2.05mg/m³の二酸化窒素に相当する。

5.5 ボイラー燃焼ガス排出に対する連続監視測定

使用量の固定された出力が14MW以上の石炭燃焼ボイラーを使用する場合は、大気汚染物質の排出測定計器を取り付け、HJ/T75およびHJ/T76の関連規定に適合しなければならない。測定計器の管理、使用は環境保護と計量監督の関連法規に従って実施する。

5.6 ばいじん、二酸化硫黄の総量規制に関する規定

火力発電所の二酸化硫黄の最高許容排出速度比率は、国家の現行の火力発電所の大気汚染物質排出基準の関連規定が執行される。

新規建造、拡張、改造ボイラーのばいじん、二酸化硫黄の年間排出総量は、市環境保護部門が確定する汚染物許容排出総量の指標要求を満たさなければならない。

6. 基準の実施

二酸化硫黄規制区域内に位置するボイラーの二酸化硫黄排出は、本基準を執行する以外に、所在する規制区域内の地域総量排出規制の指標を執行しなければならない。

参考資料6
中国および日本における環境情報関連窓口

1 . 中国 / in China (順不同 / in no particular order)

(1) 中国政府機関及びその他機関

/ **Chinese government agencies and other institutions**

1) 国家環境保護總局 (SEPA) /

国家环境保护总局 (State Environmental Protection Administration of China : SEPA)

No.115 Xizhimeinei Nanxiaojie, Beijing 100035

URL <http://www.zhb.gov.cn/>

2) 北京市環境保護局 / 北京市环境保护局 (Beijing Municipal Bureau of Environmental Protection)

No. 14, Chegongzhuang Xilu, Haidian District, Beijing 100044

URL <http://www.bjepb.gov.cn/> E-mail webmaster@bjepb.gov.cn

3) 天津市環境保護局 / 天津市环境保护局 (Tinajin Environmental Protection Bureau)
17 Kangfu Road, Nankai Distinct, Tianjin 300191

URL <http://www.tjhb.gov.cn/> E-mail tjhb@nankai.net.cn

<http://www.tjhb.gov.cn/japan/tjhb.htm> (日本語)

4) 中国環境報 / 中国环境报 (cenews)

3A Longtan Road, Chongwen District Beijing 100061

phone +86-10-67122478

fax +86-10-67113772

URL <http://www.cenews.com.cn> E-mail cenv@public3.bta.net.cn

5) 中国環境保護情報ネット / 中国环保商情网 (China-EPA.com)

phone + 86-10-84638416

fax + 86-10-84638674

URL <http://www.china-epa.com/> E-mail linker@mail.china-epa.com

6) 国家環境保護總局環境認証センター / 中国連合環境認証センター

/ 国家环境保护总局环境认证中心 (Environmental Certification Center of SEPA) /

中环联合认证中心 (China Environmental United Certification Center : CEC)

No. 1 Yuhuinanlu, Chaoyang District, Beijing 100029

URL <http://www.sepacec.com/> E-mail sepacec@sepacec.com

(2) 日本政府機関及びその他機関 /

Japanese government agencies and other institutions

1) 在中国日本国大使館 / 日本驻华大使馆 (Embassy of Japan in China)

北京市建国門外日壇路 7 号

phone +86-10-6532-2361

fax +86-10-6532-4625

URL <http://www.cn.emb-japan.go.jp/jp/01top.htm> E-mail: info@japan.org.cn

2) 中国日本商会 (在中国日本商工会議所)

(The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China)

北京市建国門外大街甲 26 号 長富宮公寓 1 層 104 室

phone +86-10-6513-0829

fax +86-10-6513-9859
 URL <http://www.cjcci.biz> E-mail cjcci@postbj.net

3) 日中友好環境保全センター / 中日友好环境保护中心
 (The Sino-Japan Friendship Centre for Environmental Protection)
 北京市朝陽区育慧南路1号 中日友好環境保護中心511室 日本人專家組
 phone +86-10-8463-4263
 fax +86-10-8462-5053
 URL <http://www.zhb.gov.cn/japan/>

2. 日本 / in Japan (順不同 / in no particular order)

(1) 日本政府及びその他日本機関 /

Japanese government agencies and other institutions

- 1) 環境省地球環境局環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Bureau, Ministry of the Environment
 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
 1-2-2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8975 Japan
 phone (03) 3581-3351 (代)
 fax (03) 3581-3423
 URL <http://www.env.go.jp/>
- 2) 日本商工会議所 / 東京商工会議所 国際部 /
 The Japan and Tokyo Chambers of Commerce and Industry, International Division
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
 3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan
 phone (03) 3283-7850
 fax (03) 3216-6497
 URL <http://www.jcci.or.jp/> (日本商工会議所)
<http://www.tokyo-cci.or.jp/> (東京商工会議所)
- 3) 日本貿易振興機構(ジェトロ) / Japan External Trade Organization: JETRO
 〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館
 2-2-5 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-8466 Japan
 phone (03) 3582-5511 (総合案内) / (03) 3582-1775 (ライブラリー)
 URL <http://www.jetro.go.jp/top-j/>
- 4) 日本貿易振興機構アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies : IDE
 〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2
 3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261-8545 Japan
 phone (043) 299-9500 (代)
 URL <http://www.ide.go.jp/Japanese/index4.html>
- 4) 国際協力銀行 / Japan Bank for International Cooperation
 〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1
 1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8144 Japan
 phone (03) 5218-3101
 fax (03) 5218-3955
 URL <http://www.jbic.go.jp/>

- 5) 日本政策投資銀行 / Development Bank of Japan
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-1
1-9-1 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan
phone (03) 3244-1900 (総務部広報)
URL <http://www.dbj.go.jp/>

- 6) (社) 日本経済団体連合会 / Nippon Keidanren
〒100-8188 東京都千代田区大手町 1-9-4 (経団連会館)
1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8188 Japan
phone (03) 5204-1500
fax (03) 5255-6233
URL <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>

- 7) (財) 地球・人間環境フォーラム / Global Environmental Forum
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル 5 階
Toranomom 10 Mori Bldg. 5th floor, 1-18-1 Toranomom, Minato-ku, Tokyo
105-0001 Japan
phone (03) 3592-9735
fax (03) 3592-9737
URL <http://www.gef.or.jp/>

(2) 中国政府機関及びその他機関 /

Chinese government agencies and other institutions

- 1) 中華人民共和国駐日本大使館 / Embassy of the People's Republic of China in Japan
〒106-0046 東京都港区元麻布 3 丁目 4-33
4-33, Moto-Azabu 3-Chome, Minato-ku, Tokyo 106-0046 Japan
phone (03)3403-3388

- 2) 中国大使館領事部 / Consular Section of Chinese Embassy
〒106-0046 東京都港区元麻布 3 丁目 4-33
4-33, Moto-Azabu 3-Chome, Minato-ku, Tokyo 106-0046 Japan
phone (03) 3403-3065 / (03) 3403-0995

- 3) 中国大使館商務処 / Commercial Section of Chinese Embassy
〒106-0047 東京都港区南麻布 5-8-16
5-8-16 Minami-Azabu, Minato-ku, Tokyo 106-0047 Japan
phone (03) 3440-2011